CRPD/C/KOR/2-3

大韓民国　第2・3回　締約国報告　　（JD仮訳）

2019年10月（提出は2019年3月）

**Committee on the Rights of Persons with Disabilities**

 Combined second and third periodic reports submitted by the Republic of Korea under article 35 of the Convention pursuant to the optional reporting procedure, due in 2019[[1]](#footnote-1)\*, [[2]](#footnote-2)\*\*

＊　　本文書は公式の校正を経ていない。

＊＊　付属資料は事務局にあり協議の上利用可能である。委員会のウェブサイトでも閲覧できるかもしれない。

**はじめに**

**1.** 大韓民国（訳注　以下、略称の「韓国」を使用）は、2008年12月11日に「障害者権利条約」（以下、条約）を批准した。条約は2009年1月10日に発効した。条約第35条1項に基づき、2011年6月22日、障害者権利委員会（以下、委員会）に、韓国の条約実施状況に関する国の第1回報告が提出された。韓国は、条約第36条（1）および（2）に基づき、2014年9月17日から18日にかけて委員会審査を受け、2014年10月4日付で委員会の総括所見を受け取った。委員会の総括所見には、韓国が条約の特定の条項を遵守していないことに対する懸念と、現状の改善を目的とした勧告が明記されている。条約が韓国の国内法と同等の法的権限を持つことから、韓国は過去2～3年間、継続的な改善措置を通じて、第1回報告に対する委員会の総括所見に明記された勧告を全面的に受け止め、その履行に努めてきた。

**2.** 韓国政府は、この報告を作成する過程で、さまざまなチャンネルを通じて多様な分野から意見を収集した。まず、関係省庁の会議や公開討論を通じて、報告の草案に対する意見や提案が集められ、その一部は最終的な報告に反映された。また、障害者や関連団体で構成される「障害者政策調整作業委員会」および「障害者政策調整委員会」からも意見を収集し、韓国の国家人権委員会が報告書の草案の最終点検を行った。

**A. 目的と一般的義務（第1条〜4条）**

**委員会の事前質問事項（CRPD/C/KOR/QPR/2-3)　パラグラフ1への回答**

**3.** 障害者福祉法（障碍人福祉法　訳注　韓国では障害者を「障碍人」と表記するが，以下の訳ではこれをすべて「障害者」とする．）で導入された医学的障害モデルについて、委員会は2014年の総括所見で、医学的評価により各障害等級に分類された者に対して、画一的なサービスを提供する結果となることを指摘した。韓国政府は2017年12月19日に同法を改正し、「障害の等級」（grade of disability）という概念を「障害の重さ」（severity of disability）に置き換えた。この改正は、総合的サービス支援調査（comprehensive service support survey）に基づいて個別サービスを提供し、訪問カウンセリングやケースマネジメントの基盤を整えることで、福祉サービスの盲点を解消することを目的としている。改正法は、2019年7月1日から施行する。

**4.** 韓国政府は、障害者の人権を促進し、地域社会を中心とした福祉システムを構築するために、「100の政策課題」の中から「脱施設化と自立生活支援」を選択し、実施する予定である。この課題では、中央政府レベルでの入所支援の強化、入所施設や関連サービスの多様化、医療・就労支援の連携、効果的なサービス提供システムの構築に重点を置いている。

**5.** 韓国政府は、障害者福祉法を改正し（2015年6月22日改正、2017年1月1日施行）、障害者の権利と利益を促進し、障害者の虐待を防止し、虐待を受けた障害のある被害者に対するフォローアップ支援を行う機関を立ち上げるための基盤を設けた。当該機関は公開され、上位の地方自治の市や道（特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道）の政府が運営する17箇所で、障害者に関する虐待、差別、人権侵害に組織的に対応している。また、同法第59条の11（障害者虐待被害者のためのシェルター）に基づいて設置された障害者虐待被害者のためのシェルターについては、既存の8カ所に加えて、2019年下半期に5カ所が開設される予定である。政府は、今後もこれらのシェルターを全国に拡大していく予定である。また、政府は2018年、ハーフウェイハウス（精神科患者が短期滞在し、社会復帰や自立生活に向けた準備を行う施設）のモデル開発のためのパイロット事業を開始した。

**6.** 障害者福祉法第15条及び同法施行令第13条の規定により、精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービスの支援に関する法律の対象者は、障害者福祉施設における宿泊、相談、治療、訓練等のサービスの利用が制限されている。障害者福祉施設とは別に精神病患者専用の療養所、生活施設、リハビリ訓練施設が運営されており、その法的根拠が「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービスの支援に関する法律」第22条、第26条、第27条に規定されていることから、障害者福祉法に基づいて設置された障害者福祉施設への精神病患者のアクセスを制限することはある程度必要であると考えられる。韓国政府は、障害者福祉法が精神病患者を精神障害者と定義しているにもかかわらず、普遍的な障害者福祉サービス提供システムから除外しているという委員会の懸念の背景を十分に認識している。韓国政府は、この問題を解決する方法を多角的に検討する予定である（表1-1、1-2、1-3、1-4参照）。（訳注　表など付属資料はCRPD委員会のサイトに掲載されていない）。

**パラグラフ2への回答**

**7.** 韓国政府は、障害者の権利と利益をよりよく保護し、地域に根ざした自立を確保するために、「100の政策課題」の一つとして、医学的評価に基づいた等級ごとに画一的なサービスを提供する既存の障害等級制度の廃止を推進し、より個別化されたサービス制度の構築を進めてきた。政府は2013年以降、この問題について障害者支援団体や関係専門家と協議を続け、2017年には「民間・公共の障害等級制度廃止協議会」を設立した。同協議会では、これまでに10回の深い議論を行い、詳細な実施計画について継続的に進展させてきた。また、政府は、専門家による調査や3つのパイロットプロジェクト（第1回：2015年、第2回：2016年、第3回：2017年）を通じて、現行の障害等級制度に代わる新たな支援基準や障害者向けの新たなサービス提供システムモデルの準備を続け、その実現可能性を検討してきた。2017年12月、政府は、問題となっている障害等級制度の法的根拠である障害者福祉法を改正し、2019年7月1日に予定されている廃止の法的根拠を示した。

**8.** 韓国政府は、2019年7月から2022年にかけて、日常生活支援（活動支援、補助機器の提供、障害者生活施設への入所）、移動支援（コールタクシーサービス、駐車許可証など）、雇用・所得支援（障害年金、障害者義務雇用制度の適用）など、段階的に障害者サービスの総合調査制度を導入する予定である。これは、問題となっている障害等級制度によって生じた福祉サービスや活動支援サービスへのアクセスの制限を取り除くという政府の意志を証明するものである。障害等級制度の廃止と個別福祉サービス提供体制の確立により、現在死角となっている障害者の訪問相談の拡大や、特殊なケースの管理を強化するとともに、個々の対象者のニーズに即した福祉サービスの展開が期待される。政府は、これを第5次障害者総合政策計画（2018年～2022年）に反映させ、第20回障害者政策調整委員会（2018年1月）に報告することで、適切な政策変更のための基盤を固め、政府付属の専門委員会での議論や、総合的な調査ツールの開発専門家による研究を通じて、この調査制度の適用を継続的に拡大していく予定である。

**9.** 活動支援サービスの申請資格のある人は、これまでⅠ～Ⅲ級の人だけだったのが、2019年7月からすべての障害者が対象となるため、同サービスの予算は2018年の6097億ウォンから2019年には1兆0035億ウォンへと45.3％、大幅に増額された。発達障害者の支援事業の予算は、2018年の85億ウォンから2019年の427億ウォンへと4倍に増加した。合計すると、保健福祉部の障害者政策局の予算は、2018年の2兆2213億ウォンから2019年の2兆7825億ウォンへと25.3％増加した。韓国政府は、自立生活を確保し、障害者の権利を守るために、障害者サービスの範囲とそのサービスに割り当てられる予算額を継続的に拡大してゆく。

**10.** 韓国政府は、障害等級制度の廃止が最終的な目標ではなく、真に障害者中心のサービスを実現するための国家の障害者政策のパラダイムシフトの転機と出発点であることを明確に認識している。また、障害等級制度廃止後の国の障害者政策の方向性を決定するという困難な課題に直面することも十分認識している。韓国は、障害者の完全な社会的包摂と参加を確保するための最適な政策代替案を模索し、障害者や関連専門家との継続的なコミュニケーションと意見の共有を通じて、優先事項に沿った障害者政策を策定していく。

**パラグラフ3への回答**

**11.** 韓国政府は、生活のあらゆる側面において、あらゆる形態の障害に基づく差別を根絶し、障害のために差別されている人の権利と利益を効果的に保護することを目指している。政府は、障害者の完全な社会的包摂と平等が確保され、その人間としての尊厳が守られる社会を実現するために、2007年4月10日に「障害者差別禁止・救済法」を制定した。

**12.** 韓国政府は、障害者の権利と利益を保護するためのシステムと手続きを十分に備えている。また、韓国の国家人権委員会は、「障害者差別禁止・救済法」の施行後、障害に基づく差別に関連して同委員会に提出された請願の数が劇的に増加したことからもわかるように、障害者を差別から保護する上で重要な役割を果たしている（表3-1、3-2参照）。

**13.** 韓国政府は、条約の選択議定書を、個人や団体の通報提出制度の導入により、条約の義務の履行を効果的に保証する手段と考えている。韓国が採択した国際人権条約のうち、個人による申立てが可能な条約のほとんどは、国家の制度的準備などの条件が成熟するのに十分な期間を経て、関連する選択議定書が批准された。条約を批准してから10年が経過し、政府は条約の選択議定書の批准を前向きに検討する時期に来ていると認識している。選択議定書の批准を進めるために、障害者差別の判例を分析し、条約に定められた権利が確保されているかどうかを確認するとともに、「障害者差別禁止・救済法」に定められた障害者の権利を守るための手続きを精査していく予定である。

**B. 特定の権利（第5～30条）**

**平等及び無差別（第5条）**

**パラグラフ4（a）への回答**

**14.** 韓国の国家人権委員会で、障害に基づく差別や精神保健推進施設に関する事件の調査を担当する職員（障害者権利部I・II）の数は、2015年から2017年まで20人から21人にとどまっていた。委員会はこの3年間、毎年5名ずつの職員のさらなる補強を内政安全部に要請したが、合計で1名の職員が追加されただけだった。同委員会は、その地位を憲法上保証するための大韓民国憲法の改正と、その規則制定権を確保するための韓国国家人権委員会法の改正により、その独立性を強化しようとしている。改正された韓国国家人権委員会法（2016年2月3日より施行）では、委員に必要な資格や任命の詳細な手続きなどが規定されている。また、委員を任命する際に男女平等を考慮すること、委員が職務遂行中に行った発言や決定に対する民事上または刑事上の責任を免除すること、委員会の組織に関する規定を定める際に委員会の独立性に配慮することなどが盛り込まれている。

**15.** 韓国国家人権委員会とその付属機関の組織は、2018年7月17日に内政安全部によって組織の再編を含む改正が行われた。この改正に伴い、平等権を侵害する差別行為を調査・救済する委員会の役割を強化するため、差別救済局が設置された。

**パラグラフ4（b）への回答**

**16.** 民事訴訟法第128条に基づき、裁判所は、職権により、または訴訟費用を支払う資力のない者の請求により、訴訟支援を行うことができるとされている。

**17.** 障害に基づく差別の被害者が訴訟支援制度についての情報を得られるように、2013年2月から裁判所や関係政府機関に広報ポスターを掲示し、裁判所の民事担当部署にリーフレットを配布して来訪者に配付した。

**18.** 現在、法務大臣は、「障害者差別禁止・救済法」第43条第1項に定める厳格な条件を満たした場合に限り、是正命令を出すことができる。韓国政府は、当該条件が過度に厳しく、是正命令制度の実効性が損なわれるとの懸念を認識している。そのため、政府は、同法の改正を含む改善方法を検討しており、是正命令制度が障害に基づく差別を是正するためにより効果的に機能するようにしている。

**パラグラフ4（c）への回答**

**19.** 韓国政府は同法を制定し、裁判所がより多くの救済措置（被害者の要求や主張に基づく差別行為の中止などの暫定的な措置と、職権による差別行為の中止や賃金などの労働条件の改善などの積極的な措置の両方）を取れるようにした。これにより、被害者が差別による損害を主張した場合に、裁判所が積極的に中止命令権を行使することが期待される。

**20.** 韓国の最高裁判所及びその他の裁判所は、2012年以降、「障害者福祉法」及び「障害者差別禁止・救済法」に基づき、裁判官及び裁判所職員を対象とした障害者理解向上教育を年1回実施している。

**21.** 韓国政府は、裁判官や裁判所職員の職業研修において「障害者差別禁止・救済法」の規定を効果的に実施するために、「障害者の法的支援に関するガイドライン」を改正し、障害者意識向上教育のためのプログラムをさらに開発し、中止命令権の必要性を強調する。

**パラグラフ4（d）への回答**

**22.** 2018年6月現在、「障害者差別禁止・救済法」に基づき、韓国の国家人権委員会から法務部に通知された請願は、合計125件。このうち、是正命令が出たのは2件、正式に終結したのは87件、進行中のものは36件である。委員会の「障害者差別事件簿」では、2010年10月から2017年12月までに扱われた58件の障害者差別事件が紹介されており、商品・サービスの提供に関するものが29件、司法権・行政権・政治権に関するものが8件、教育に関するものが8件、いじめに関するものが7件、その他の理由に関するものが2件となっている（詳細な申立理由については表401参照）。

**パラグラフ4（e）への回答**

**23.** 2015年から2017年までの3年間、「障害者差別禁止及び救済法」の違反を理由に提起された訴訟について、2017年に1件の法律扶助が行われた。韓国政府は、同法が、障害者が訴訟を提起することなく、韓国国家人権委員会の勧告や法務部の是正命令などの非司法的な手続きを通じて法的支援を受けることができる法的基盤を構築するために作成されたものであることを、CRPD委員会に考慮してもらいたいと思う。

**障害のある女性（第6条）**

**パラグラフ5(a) への回答**

**24.** 韓国政府は「第5次障害者総合政策計画（2018-2022）」を策定し、「障害のある女性への支援強化」を22の優先課題の一つとして採択した。また、第4次障害者総合政策計画（2013-2017）では、「障害女性の人権保護と社会参加の促進」を優先課題に掲げ、相対的に貧しいままの障害女性の所得・雇用・教育の改善や、妊娠・出産・育児に対する支援の拡充を図った。

**25.** 韓国政府は、障害のある女性への援助プロジェクトの一環として、教育や出産のための援助を行っている。政府は、障害があることと女性であることの二重の制約により、能力を強化する機会を奪われがちな障害のある女性の教育ニーズに合わせた質の高いサービスを提供し、彼女たちのエンパワーメントと生活の質の向上を通じた社会参加の拡大に貢献している。政府は、すべての障害のある女性の妊娠・出産の経済的負担を軽減するために、乳児1人につき100万ウォンを支給し、そのような母親と乳児のために、より優しい環境を作っている（4-c、4-dの回答を参照）。

**26.** 障害のある女性の雇用を促進するために、さまざまな政府の補助金が提供されている。事業主が障害者を雇用する際の奨励助成金は、障害のある女性の場合に多額になるよう上方修正され、軽度障害の従業員では男性30万ウォン、女性40万ウォン、重度障害の従業員では男性50万ウォン、女性60万ウォンとなっている。施設や設備を貸与する際には、障害のある女性を採用している事業主が優先される。雇用促進のための優秀な事業主を選定する際に、障害のある女性従業員の割合に応じて追加ポイントが付与され、また、職業訓練コースに応募する際には障害のある女性が優先される。また、韓国政府は、女性従業員に適した仕事を開発・促進することにより、障害のある女性の訓練と雇用を支援している。

**パラグラフ5（b）への回答**

**27.** 韓国政府は、韓国障害者性暴力救援センターを22か所、障害者家庭内暴力救援センターを4か所で運営し、カウンセリング、医療、法的支援を行っている。このような障害のある被害者の要請に応じて、家庭訪問によるカウンセリングが行われている。また、性暴力被害者のためのシェルターを8か所、DV被害者のためのシェルターを2か所で運営し、相談、保護、宿泊、医療・法的支援、教育・リハビリテーションなどのサービスを提供している。政府は今後、こうした障害者専用の支援施設を増やしていく予定である。

**28.** 韓国政府は2014年から、家族に支援を求めることができない障害のある性暴力被害者がシェルターに滞在するための経済的支援を行っている。また、性暴力被害者のための総合支援センターである「女性と子どものための危機介入センター」のサービスを受けることができない場合、障害のある被害者を教育・調査・治療の施設に同行するためのアシスタントサービスも提供している。

**29.** 韓国政府は2015年から、全国の障害のある子どもを対象とした性教育や人権教育のインフラを整備している。ジェンダー平等・家族部や中央支援機関から要請されたコースは、「障害のある子どもと10代のための性と人権教育に関するガイドライン」に基づき、障害に特化した教材を用いて提供されている。韓国政府は、人権保護の観点から暴力防止を推進する教育コンテンツの開発・配布に力を入れている。

**パラグラフ5（c）への回答**

**30.** 韓国政府は、2016年5月29日に生涯教育法を改正し、障害のある女性を含む障害者の生涯教育を促進し、その生涯学習を体系的に支援する政策を確立した。同法第5条第2項では、中央政府および地方政府機関は、障害者の生涯教育の機会を確保するための政策を策定し、実施しなければならないと規定している。

**31.** 2018年1月1日に「障害学生キャリア・生涯教育チーム」、2018年4月3日に「全国障害者生涯教育推進センター」が教育部内に設置された（表5-1参照）。

**32.** 韓国政府は毎年、障害のある女性を対象とした能力開発教育を実施している。障害のある女性のための教育支援事業を担当する政府機関（2018年12月現在42カ所）では、さまざまなライフサイクルの段階に合わせたカウンセリング、法律・医療・住宅・雇用面のニーズのための情報提供、およびそれぞれに合わせた能力開発教育を行っている。カウンセリングとケースマネジメントのサービスは、教育支援プロジェクトの一環として常設で提供されており、いろいろなライフステージにおける障害のある女性の悩みやニーズを把握している。障害のある女性の教育支援プロジェクトを担当する政府機関の支出は、中央政府の補助金（ソウルは50％、ソウル以外の地域は70％）と地方政府の補助金で全額賄われている。障害のある女性の教育については、2015年に6億1200万ウォン、2016年に15億9600万ウォン、2017年に15億9600万ウォン、2018年に16億2000万ウォンが割り当てられている。

**パラグラフ5（d）への回答**

**33.** 韓国政府は、登録した障害のある女性の出産を支援するプロジェクトを運営しており、出産（流産・死産を含む）1回につき100万ウォンを支給している。この支援へのアクセスは、2015年に対象をⅠ～Ⅲ級の人からⅠ～Ⅵ級の人に拡大し、2016年12月にワンストップの統合サービス「ガバメント3.0　幸せな出産　（訳注　これは障害のある人のためのものではなく，全新生児が対象である）」（Government 3.0 Happy Childbirth）を開始して申請手続きを効率化したことで、さらに増加した。その結果、受給者数は2015年の1,160人から2016年の1,271人、2017年の1,404人と年々増加を続けている（表5-2、5-3参照）。

**34.** 韓国政府が2006年に初めて実施した母子保健支援事業は、ヘルスマネージャーが家庭に派遣され、母親の産後の健康回復や乳児の養育を支援することで、母親の経済的負担を軽減するというものである。2019年現在、このサービスは、障害の診断の有無にかかわらず、全国の世帯収入中央値の100％までの所得水準の新生児を持つすべての家庭に提供されている。障害年金法第2条第1号に規定される「重度の障害者」に該当する母親は、障害のない母親よりも優先度が高く、国からの補助金の額が多く支給期間も長い（表5-4、表5-5参照）。

**35.** 障害のある母親や障害のある幼児のいる家庭が、前述の所得中央値基準に該当しない場合でも、担当の地方自治体が関連予算の範囲内で支援を行うことができる。そのため、現在、上位地方自治体の市・道の17管轄区のうち、16管轄区では、世帯の所得水準にかかわらず、障害のある母親や障害のある乳幼児の支援に予算を割り当てている（表5-6参照）。

**36.** 政府は、出産適齢期の女性を対象とした人工妊娠中絶手術の実態調査などを行ったが、障害のある女性に対する強制不妊手術の事例調査には限界があることは否めない。強制不妊手術が発覚した場合には、関連法に基づいて厳正に処罰することとしている（18-1の回答参照）。

**障害のある子ども（第7条）**

**パラグラフ6への回答**

**37.** 児童福祉法は、児童がそのジェンダー、年齢、宗教、社会的身分、財産、障害、出生地、民族等によっていかなる差別も受けることなく成長することができるようにすることを謳っている。この意味で、同法は、障害のある子どもとない子どもを統合するという原則の上に成り立っている。しかし、障害のある子どもたちの個別のニーズによりよく対応するために、「障害児福祉支援法」が施行された。同様に、発達障害者をより効果的に支援するため、「発達障害者の権利の保障及び発達障害者に対する支援に関する法律」が制定・施行された。

**38.** 2012年8月5日、障害関連団体や障害者の家族のニーズや考え方を反映して、「障害児福祉支援法」が制定された。「発達障害者の権利の保障及び支援に関する法律」は、2014年5月20日に制定された。政府は、2017年9月21日に改正された「障害児福祉支援法施行規則」に規定されている発達障害リハビリテーション事業者の適格性の向上に向けて、障害児の保護者をはじめとする幅広い関係者の意見を収集した（表6-1参照）。政府は、多様な民間団体が独自の基準に基づいて発行した資格を認めるのではなく、法律で定められた講座の修了基準を加えることで、発達障害リハビリテーションサービス提供者の専門性を強化した。

**意識の向上（第8条）**

**パラグラフ7への回答**

**39.** 2015年に「障害者福祉法」が改正され、障害者啓発教育を担当する政府機関が増えた。この法律に基づき、中央・地方政府機関の長、乳児保育法に基づいて設置された保育所の長、幼児教育法・初等中等教育法・高等教育法に基づいて設置された学校の長、その他の教育・公的機関の長は、職員や生徒を対象に障害者啓発教育を実施し、その結果を報告しなければならないとされている。

**40.** しかし、このような障害者意識向上教育の法的義務があるにもかかわらず、義務教育の対象組織の実施率はまだ低い（表7-1参照）。韓国政府は、障害理解向上指標の開発、標準カリキュラムの開発と評価、講師の育成、教育監視の制度化、民間企業を対象とした啓発教育の拡大など、障害理解向上教育の中長期的なロードマップを作成する予定である。これは、「障害理解向上教育の中長期工程表とその開発方法」（2018年）の関連研究を通じて、教育の質と実施率の両方を向上させるために実施される。

**41.** 韓国政府は、2017年11月28日に「障害者の雇用促進及び職業リハビリテーションに関する法律」を改正し、障害者に対する偏見をなくし、障害のある従業員の安心できる労働条件を作り、障害者の雇用を拡大することを目的として、事業主に職場での障害理解向上教育の実施を義務付けた。雇用労働部は、事業主の教育実施状況の調査、教材の作成・配布、教育機関の指定を行っている。また、同部は、同法に定められた教育の実施を怠った者に罰金を課し、その実効性を確保する予定である。

**42.** 韓国政府の継続的な努力とNGOの政策立案過程への積極的な参加は、徐々に実を結び、障害者に対する国民の意識を高めている。障害者差別禁止・救済法の実施状況に関する調査結果によると、多くの人が、障害に基づく差別や同法に関する意識の改善を指摘している（表7-2参照）。しかし、「障害者に対する差別が依然として存在する」との回答が高い割合を占めていることから、障害理解のさらなる向上に向けた取り組みを強化する必要がある。

**パラグラフ8への回答**

**43.** 韓国政府は、条約を批准して以来、これを誠実に実施するよう努めてきた。2013年から条約締約国会議に参加し、国の実施状況に関する情報を共有し、NGOとのネットワークを構築してきた。同時に、政府は13の政府機関を集め（障害者政策調整委員会）、2016年の委員会の総括所見で出された勧告の国の実施計画を作成した。政府は、条約の実施を強化するための会議を開催し、専門家や障害関係団体との会議を開催して、2014年から2016年まで毎年の監視計画を設定した（表8-1および13-bの回答を参照）。また政府は、2014年の委員会の総括所見を韓国語に翻訳し、音声読み上げ機能を付加して、保健福祉部、韓国国家人権委員会などのホームページに掲載し、条約の内容を積極的にアピールした。

**アクセシビリティ（第9条）**

**パラグラフ9（a）への回答**

**44.** 韓国では、2004年に車いす利用者や高齢者の乗降を容易にするための低床バスを導入した。ソウル特別市が運行する7,134台のバスのうち、3,110台（43.6％）が低床バスである。2017年末時点で、全国で運行されている低床バスの割合は22.4％となっている（表9-1参照）。低床バスの導入を促進するため、韓国政府は、低床バスに関して定められた条件を満たす事業者に、定期路線旅客輸送事業の免許を優先的に付与している（特別市内および広域市内の事業者は、運行するバス全体の2分の1以上、市郡内の事業者は3分の1以上が低床型でなければならない、という条件）。「移動困難者の交通の利便性の増進に関する法律」第14条第4項に基づき、国および地方政府は、低床バスを導入する一般路線旅客輸送事業者に対し、予算の範囲内で財政支援を行わなければならない。これにより、2004年から2017年までに3,812億ウォンにのぼる政府補助金が地方政府に提供された。

**45.** 2013年以降、韓国政府は、移動困難者のために車椅子固定設備などを備えた特別適応車両の導入を補助している。ソウル特別市の特別適応車両の運行台数は、法定の331台を上回る439台（132.6％）である。2017年末時点での全国レベルでの特別適応車両の運行率は126％に達していることがわかった（表9-2参照）。「移動困難者の交通利便性の促進に関する法律」第16条第6項では、中央政府または道政府が、特別適応車両の導入や移動支援センターの設置の費用の一部を補助できると規定されている。これに基づき2013年から2017年までに252億ウォンの政府補助金が地方政府に支給された。

**パラグラフ9（b）への回答**

**46.** 「障害者、高齢者、妊婦等の利便性向上の確保に関する法律」は、仁川戦略（訳注　2012年、ハイレベル政府間会合が韓国の仁川で開催され、「びわこミレニアム・フレームワーク」に代わる次の「十年」（2013～2022）の行動計画として採択された）の国家行動計画の詳細目標の一つである、首都における公衆に開放された物理的環境のアクセシビリティの向上を保証するために、2015年1月に改正された。そのために、同法では「法令順守検証」（compliance verification）制度の実施を規定した。この制度は、建築物等がその設計段階から利便施設（convenience facility）の設置基準に適合しているかどうかを検証することを目的としている。

**47.** 法令順守検証制度は、2016年から韓国身体障害者協会所属の「障害者利便施設支援センター」が運営している。これまでに合計15万5,000件（2016年4万9,000件、2017年5万8,000件、2018年9月末時点で4万8,000件）を処理してきた。あらかじめ定められた適切な基準に基づいて利便施設の適合性を厳格に検査するシステムの運用が成功したことで、利便施設の設置や障害者のアクセシビリティの向上に大きな弾みがついたと評価されている。

**48.** 「障害者、高齢者、妊婦等の利便性向上の確保に関する法律」に基づき、一定規模以上の建築物にはあらかじめ定められた利便施設の設置が義務付けられている。このように、基本的なレベルでは障害者のアクセシビリティは確保されていると考えられる。しかし、300平方メートル未満の面積の民間の建物や同法施行前に建設された建物には設置義務がないため、2014年にはCRPD委員会の総括所見が、2018年には韓国国家人権委員会が、このような建物に障害者がアクセスできないことに懸念を表明した。韓国政府は、障害者の利便性を促進するためのこれら委員会の勧告を受け入れる努力をする一方で、小規模事業者の経済的負担にも配慮しており、現在、障害者の安全で便利な出入りを確保するアクセス可能な施設やアクセス道路の設置、傾斜路やスロープの設置、ドア幅の拡大など、小規模建築物に関連する政策を作成し、改訂する作業を行っている。

**49.** 韓国政府は、民間建築物の遵守率を高めるために、2014年11月に建築法施行令第119条（1）2（c）の改正により、障害者、高齢者、妊婦等の利便性の増進の確保に関する法律施行令に基づき公衆に開放されている建築物のエレベーター、エスカレーター、車椅子用リフト、及び／又はスロープ通路の面積を建築物の床面積の計算から除外した。また、2016年1月の同施行令の改正により、障害者用便宜施設の面積を建物の床面積から除外することが、集合住宅にも適用されるようになった。

**50.** 韓国政府は、地方自治体と連携して、5年ごとに全国の障害者便宜施設の点検を行い、その結果を政府の障害者便宜施設推進マスタープランに反映させている。

**51.** 2018年の検査結果によると、障害者利便施設を備えた建物の割合は80.2%に上昇し、前回の2013年の検査から12.3%増加し、1998年の初回検査からは2倍に増加した。

**パラグラフ9（c）への回答**

**52.** 韓国政府は、デジタルデバイドを解消し、すべての人、特に障害者や高齢者など情報へのアクセスから疎外されている人に、平等で便利な共有情報へのアクセスを提供するために、すべてのウェブサイトでウェブアクセシビリティを確保している（表9-3参照）。国のウェブアクセシビリティ基準（KS X OT0003）に準拠した優れたウェブサイトには、2014年から品質認証を付与している。認定されたウェブサイトは、さまざまな種類の障害のある人が参加する利用可能性テストによって審査される。

**53.** 2018年2月、「国民情報化に関する枠組み法」の第32条（2）が改正され、当初はウェブサイトのアクセシビリティや品質認証のみを扱っていた規定の対象が、ウェブサイトやモバイル通信端末にインストールされるアプリケーションソフトウェア（モバイルアプリ）のアクセシビリティに拡大された。また、同法第32条第3項では、情報通信関連メーカーは、障害者や高齢者が支援機器を使用しなければ製品を使用できない場合には、支援機器との互換性を確保するよう努めなければならないと規定されている。

**54.** 韓国政府は、障害者や高齢者のための家電製品（home appliances）の開閉装置（ドア、ハンドルなど）のアクセシビリティに関する国家基準の制定に続いて、入力装置のアクセシビリティに関する国家基準（2016年にKS A 5560-1、2017年にKS A 5560-2）を制定した。特に、タッチスクリーンで操作する家電製品が普及していることから、通商産業エネルギー部の下の韓国技術標準院は2017年に「家電製品のタッチ・インターフェースのアクセシビリティに関するガイドライン」（KS A 7256）を公開し、障害者のアクセシビリティ関連のニーズによりよく対応している。

**パラグラフ10への回答**

**55.** 韓国政府は2015年1月に「障害者、高齢者、妊婦等の利便性促進の保証に関する法律」を改正し、中央政府と地方政府が新規に建設するすべての施設がバリアフリー（BF）認証を取得することを義務付けた。BF認証プログラムは2008年に初めて導入され、2018年12月時点で4,243件の申請が認証されている。そのうち、公共部門からの申請は3,678件で、87%以上に相当する。これは、公共部門がこのプログラムに積極的に対応していることを示している（表9-4参照）。

**56.** 2018年12月時点では、認証総数4,243件のうち、民間企業からの提出は565件しかない。これはわずか13％に相当し、民間企業の参加がまだ広まっていないことが浮き彫りになっている。そのため韓国政府は、BF認証の改善や関連法の改正を通じて、民間企業の参加を増やす努力をしている。

**57.** 韓国政府は、2015年8月に「バリアフリー認証に関する規則」を改正し、認証審議会および認証審議委員会に少なくとも1名の障害者（または1つの障害者関連団体）を含めることを義務づけた。また、従来の一律料金制（予備認証：206万ウォン、通常認証：403万ウォン）を見直し、施設面積に応じて5分割した。小規模な民間施設の認証費用を軽減し、BF認証プログラムへの参加を促進し、プログラムの実効性を高めるためである。

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

**パラグラフ11への回答**

**58.** 韓国政府は、多様な種類の災害への積極的な対応において、いろいろな障害の特性を反映した安全管理措置を強化し、それによって仙台防災枠組（訳注　2015年、宮城県仙台市での「第3回国連防災世界会議」の成果文書）と仁川戦略目標7（障害者を含む災害リスク軽減と管理を確保する）を効果的に実施した。

**59.** こうして韓国政府は2017年1月、災害・安全管理に関する枠組み法第3条で定義された安全脆弱層に障害者を含め、同法第22条(8)に安全脆弱層の安全を確保するための措置を国家安全管理マスタープランに反映させるという規定を新たに挿入し、包摂的かつ総合的な障害関連安全政策の法的基盤を築いた（表11-1参照）。

**60.** 災害対策・安全管理全般を担当する内務・安全部は、2017年9月28日、ユニバーサル・アクセシビリティと障害者関連の包摂性を確保するため、9つの部と連携して「障害者総合安全対策」を策定した。その主な内容は、防災・安全管理の強化（障害者安全管理、通報・対応システム、災害警戒・避難技術研究など）、安全空間の創出（BF認証拡大、安全な生活環境づくり、福祉・教育施設の安全管理強化など）、安全教育・訓練、安全志向文化の醸成（障害者・介護者への安全教育、災害対応訓練、避難マニュアルの配布・普及など）である（表11-2、表11-3参照）。

**61.** 現在、テレビ、ラジオ、「安全な踏み石」（Safety Stepping Stone）アプリ、災害用緊急メールサービス、災害警報などで災害情報を配信するとともに、聴覚障害のある人には視覚的なサインで緊急時の注意喚起を行っている。音声電話での通報ができない聴覚障害者や言語障害者に対しては、動画やメール、アプリなどで通報できる119マルチメディア緊急通報サービスの進化と普及に努めている。また、重度の障害者に対しては、家庭に火災検知器やガス検知器を設置し、緊急時に自動的に通報を行い（表11-4参照）、緊急救助を可能にしている。しかし、現在の災害情報配信システムや避難システムは、さまざまなタイプの障害者のニーズに対応するには不十分である。

**62.** 韓国政府は、2017年から「視覚障害者向けガイドライン」や「聴覚障害者向けガイドライン」など、さまざまなタイプの障害に合わせた安全教育内容やプログラムを開発・配布している。全国の安全体験センターに障害者安全教育プログラムと拡張現実（AR）を用いた障害者災害安全教育ガイドラインを提供し、障害種別の学校で様々な状況に応じた安全教育を実施している（表11-5参照）。

**法の下の平等な承認（第12条）**

**パラグラフ12（a）への回答**

**63.** 委員会は、2014年の韓国の初回報告に対する総括所見において、成年後見制度に対する懸念を表明し、支援付き意思決定に置き換えるよう勧告した。これを受けて韓国政府は、障害者の法的能力を一律に制限していると批判されていた準禁治産者制度と禁治産者制度を民法改正により廃止し、障害者に残された意思決定能力と自己決定を尊重し、意思決定を柔軟に支援する後見制度を採用した。後見制度は、継続的に自身のことを処理する能力がない人を対象とする成年後見、自身のことを処理する能力が不十分な人を対象とする限定後見、一時的な支援や特定事項の支援を必要とする人を対象とする特定後見、改正民法に基づく当事者間の後見契約に基づいて設立される任意後見で構成されている。障害者が意思決定支援を必要とする場合には、本人の意思を積極的に反映させるための代替手段としての限定後見や特定後見を優先的に考慮し、成年後見は前記2つの後見ができない場合にのみ考慮すべきであるとされている。限定後見は、開始後も原則として被限定後見人に法的効力のある行為をさせるものであり、家庭裁判所は後見人の同意を必要とする法的行為の範囲を定めることができる。また、裁判所は、後見開始に関する審判の法的手続きにおいて、障害者の意思が可能な限り尊重されるよう丁寧に対応している。家庭訴訟法および関連する法律により、家庭裁判所は、本人の意思に反して特定後見を開始することはできず、成年後見および限定後見の開始に関する審判においては、本人の意思を考慮しなければならないとされている。現行法では、家庭裁判所は成年後見や限定後見の開始に関する審判において本人の意思を考慮しなければならず（民法9条2項、12条2項）、特定後見は本人の意思に反して行うことができない（民法14条の2（2））。法律上の手続きでは、被後見人となるべき者の陳述を聴取する必要があるため（家族訴訟法第45条の3第1項第1号、第2号）、家庭裁判所は審査期日を指定して、本人を審尋することができるとしている。ただし、本人が意識不明であるとき、その他の事由により自己の意見を述べることができないとき、又は本人が出頭を拒むなど審査を妨げる特別の事情があるときは、この限りではない（家事訴訟法第45条の3第1項ただし書、第2項ただし書）。

**64.** 韓国政府は、委員会の勧告および市民社会の意見を尊重し、後見制度に関して提起されたすべての問題を注意深く監視し、改善が必要な点を徹底的に検討し、障害者の意思決定を尊重し支援する制度の確立に努める。後見開始により日常生活が過度に制限され、制度の趣旨に反することが判明した場合（限定後見の開始が特定の職業の欠格事由となった場合など）には、関係省庁が連携して改善策を模索するなど、その制限を緩和するよう努めている。しかし、韓国政府の見解は、成年後見制度を直ちに完全に廃止すると、自己管理能力が全くないか、あるいは損なわれている人の権利保護に空白が生じる可能性があり、成年後見制度は現在の状況下で障害者の平等を促進・達成するために必要な現実的な解決策であるとしている。直ちに廃止すると、意思決定支援を必要とする障害者の権利保護が損なわれる可能性があり、意思決定支援は、自身のことについて自力での管理ができない法定年齢の人に対して、効果的かつ十分に指示された方法で提供されなければならない。韓国政府は、障害関係団体等と協議・協力しながら、制度の整備を進め、最終的には障害者の自己決定を保障することに特化した意思決定支援システムを構築するよう努力する。

**パラグラフ12（b）への回答**

**65.** 法務部の下の司法研修所では、検察官、矯正官、捜査官、入国管理官、保護観察官などを対象に、障害者の人権保護や障害に関する意識向上のための多様な教育プログラムを実施している（表12-1参照）。

**66.** 法務部人権局では、人権教育年間計画に基づき、毎年、部内の行政官を対象に人権教育を実施してきた。部内外の人権専門家による様々なプログラムが提供され、障害者の法的能力や人権に対する感受性に関する部内の職員の意識向上に貢献している。

**67.** 法務部は、関係部と連携して、部内の公務員を対象とした障害者の人権保護や障害者に対する認識の改善に関する教育に、障害者の法的能力や意思決定を含める方法を検討する予定である。2015年には、1,792人の職員が32の外部セッションに参加し、704人の職員が28の内部セッションに参加した。2016年には、1,748人の職員が41の外部セッションに参加し、712人の職員が28の内部セッションに参加した。2017年には、3,219名の職員が73の外部セッションに参加し、577名の職員が22の内部セッションに参加した。2018年6月現在、1,787名の職員が47の外部セッションに参加し、256名の職員が10の内部セッションに参加している。

**司法へのアクセス（第13条）**

**パラグラフ13（a）への回答**

**68.** 刑事訴訟法第244条の5は、刑事被疑者が心身の障害により判断能力や意思疎通能力を欠く場合、検察官は、取調べの際に、被疑者と信頼関係にある者を被疑者と同席させることができると規定している。精神障害者が捜査・取調べの対象となる場合、「発達障害者の権利保障及び支援に関する法律」及び「発達障害者が関与する事件の捜査に関するガイドライン」に基づき、発達障害者専任の検察官が担当することになっている。韓国検察庁では毎年、そのような検察官を対象に、発達障害の特性や適切な捜査手法に関する教育を実施している。裁判所が発達障害のある被害者を証人として審理する際には、被害者の希望に応じて法廷に同行し、裁判の流れ、法廷の構造や座席の位置、証人尋問の方法などの情報を提供し、尋問の前、中、後の精神的な安全を確保するためのカウンセリングを行うことで、二次被害を防止し、証人尋問を円滑に行うサービスを行っている。

**69.** 検察官が視覚障害者や聴覚障害者などの身体障害者を取り調べる際には、「人権保護調査基準」に定められているように、調査の過程で手話言語や文字によるサービスが提供されている。性的暴行や児童虐待の被害者で、障害のために捜査機関や裁判所との意思疎通が困難な者に対しては、法務部が「陳述補助者」を派遣し、意思疎通を支援している。韓国検察庁は、障害者の委員会が検討した「障害のある被害者への障害に応じた捜査に関するガイドライン」を作成し、第一線の検察官に配布した。

**70.** 法務部は、障害者、高齢者、妊産婦等の利便性の増進の確保に関する法律施行令第3条、第4条及び別表第2に基づき、矯正施設（受刑者棟等）の出入口の利便性（ドアの枠を外したもの）及び衛生施設（アクセシブルなトイレ、洗面台）の適用を確保するとともに、各建物の1階に障害者棟を配置して、障害者の移動を容易にしている。矯正施設の保安上の理由等により利便施設の適用や改善が困難であると認められる場合には、障害のある受刑者が職員や障害のない受刑者の援助を受けられるような措置を講じている。

**パラグラフ13（b）への回答**

**71.** 2013年、国家裁判所管理局は、司法へのアクセスを改善するための障害者意識向上教育プログラムの制作と関連カリキュラムの運用に関する調査を委託した。その結果、効果的なプログラムとその実施計画が提案された。特に、提案されたプログラムは、障害に基づく差別の具体的な事例（言語など）、障害者の実情と地位、いろいろな障害の特性、それらの特性に最適な支援サービス、障害者が提出する民事上の苦情や要求に効果的に対応する方法などを網羅している。

**72.** 障害者に対する正しい理解は、障害者の公正な裁判を受ける権利を守るための前提条件である。そのため、韓国の司法は、障害関連の民事請願をより効果的に処理し、いろいろな障害の特徴について理解を高める必要があるとの認識から、障害意識向上教育を強化している（表13-1参照）。

**パラグラフ13（c）への回答**

**73.** 障害者司法支援ガイドラインは、法的手続きの各段階における障害者支援の方法についての方向性を示している。ガイドラインは、障害の種類や法的手続きの段階に応じた詳細な対応策を明示するための内部ガイドの役割を果たしており、障害者の利便性を確保するための提言を行っている。そのため、ガイドライン全体に法的拘束力を持たせることは不適切であると考えている。韓国政府は、法的拘束力を付与する必要のある条項を見直して分離し、その標準化を開始する予定である。

**74.** 韓国の最高裁判所は、2013年7月に「障害者の司法支援に関するガイドライン」を裁判官と裁判所職員に配布し、ガイドラインの遵守を促進することで、司法アクセスの支援の向上に努めてきた。ガイドラインは，誰もが容易にアクセスできるように，2016年11月に韓国最高裁のウェブサイトに掲載された。

**パラグラフ13（d）への回答**

**75.** すべての受刑者は、障害の有無にかかわらず、韓国法律扶助公団や公的弁護人制度を通じて法的支援を受けることができる。刑事訴訟法第33条第1項では、被告人が聴覚・言語障害者である場合や、被告人に身体的・精神的障害があると疑われる場合には、裁判所が職権で弁護人を選任すると規定している。また、障害のある受刑者のために関係書類を作成するなどして、障害のない受刑者と同等の権利を行使できるようにしている。

**76.** 法務部の司法研修所では、検察官、矯正官、検察調査官、入国管理官、保護観察官などを対象に、障害者の法的能力や障害に関する啓発などに関する様々な講座を実施している。また、法務部の人権擁護局では、内外の人権専門家による障害者の法的能力や人権啓発に関する人権講座を実施している（12-2の回答参照）。

**パラグラフ13（e）への回答**

**77.** 国家裁判所管理局は、視覚障害のある裁判官を支援するための施設と人材を提供している。裁判所の建物とその周辺に点字ブロックを設置し、1階の主要な入り口には音声ガイド付きの建物情報マップを設置している。また、視覚障害のある裁判官のためにパソコンでファイルを作成するアシスタントのための機材や備品を提供するサポートセンターや、防音室を設置している。法務省では、Ⅰ級脊髄症で車椅子を使用する検事の起用に伴い、リフトの設置やトイレの改造を行った。韓国最高裁図書館は、法律文献専門の出版社と契約を結び、全国で初めて「民法解説」全19巻を音声ファイル化し、視覚障害のある裁判官に提供した。また、準備書面や重要な証拠書類の電子化、日報や事件記録の作成などを担当する補助者には、作業マニュアルを配布している。

**身体の自由と安全（第14条）**

**パラグラフ14（a）への回答**

**78.** 韓国政府は、2016年5月29日に精神保健法を全面的に改正し、2017年5月29日に「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービスの支援に関する法律」を施行し、不必要な強制入院を防止し、強制入院の基準と手続きを強化して、精神病患者の人権を保護している。「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービスの支援に関する法律」に基づき、治療を必要とする精神病疾患と診断された者及び急性の状態により自己及び他者を傷つける恐れのある者に限り、自由の剥奪を最小限にとどめることを条件に、治療のために強制的に入院させることができる。

**79.** 意思決定能力を欠く精神病患者の自傷等に対する健康と安全を保護し、その治療を確保するために強制入院に関する規定を削除することは困難であるため、代わりに強制入院の基準を大幅に強化した。従来の精神保健法では、患者の意思に反した強制入院は、2つの基準（入院を必要とする精神疾患の診断、入院を必要とする自傷他害の恐れ）のいずれかを満たせば認められていたが、介護者の同意と精神科医の診断を得て、2つの基準の両方を満たす場合にのみ認められるようになった。また、入院手続きもより厳格になった。初回の2週間以上の強制入院には、2週間以内に2人以上の精神科医（2人の精神科医が同じ医療機関に勤務していてはならず、少なくとも1人は国公立の精神保健福祉施設または厚生大臣が指定する精神保健福祉施設に所属していること）の意見が一致することが必要になった。

**80.** 2018年5月に国立精神医療センターに「入院適性審査委員会」が設置され、初回入院から1ヶ月以内に客観的な視点で入院の適性を審査することになった。入院適性審査委員会は、精神科医、裁判官・検察官または弁護士、精神保健専門職（看護師・社会福祉士・臨床相談員のうち、精神保健に関する専門的な研修を1～3年間受けた経歴を有する者）、精神病患者の家族、社会復帰した元精神病患者、政府関係者で構成され、すべての精神保健施設の非自発的入院事例の適性を客観的に評価する役割を協働して担っている。初回入院から精神保健審査会による退院審査までの期間を、6ヶ月から3ヶ月に大幅に短縮し、早期に集中的な治療を行い、早期に退院できるようにした。

**パラグラフ14（b）への回答**

**81.** 精神保健の向上及び精神病患者の福祉サービス支援に関する法律第6条に基づき、精神保健改善施設（医療機関、看護施設、リハビリテーション施設）の長は、精神障害者が入院又は社会復帰のための訓練を希望する場合には、精神障害者とその法定保護者に対し、この法律及び他の法律に基づく関連する権利及びその権利を行使する方法を遅滞なく通知し、当該権利を行使するために必要なすべての文書を施設内に保管しなければならないと規定されている。また同条は、精神保健改善施設の長は、治療、ケア、リハビリテーションの過程で精神病者の意見を尊重しなければならないと規定している。

**82.** 韓国政府は、精神保健施設に入所している法定後見人のいない精神障害のある人の権利と財産を保護するために、入院・治療過程において、患者を定期的に監視し、患者の立場に立って意見を提案する公的後見人を選任する支援制度を導入することを計画しており、これにより、患者は自分の権利を十分に認識し、十分な情報に基づいた意思決定を行うことができる。

**83.** 「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービス支援に関する法律」の施行後、精神病患者本人の判断で決定された任意入院の割合は、2016年12月31日時点の38.4％から2018年4月23日時点の62.9％へと2倍以上（ママ）に増加している。これは、利用可能な精神医療サービスや関連情報が精神病患者に十分に通知され、治療方法を選択する自由が確保された精神病患者の増加を証明している（表14-1参照）。

**84.** 韓国政府は、法定後見人のいない障害者の権利と利益をよりよく保護するために、公的後見人と手続き支援者制度の採用に取り組んでいる。2017年5月30日に「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービス支援に関する法律」が施行されたことにより、家族や介護者のいない重度の精神病患者の滞在期間の延長などに関して、精神看護施設の入所者の意思決定を支援する必要性が生じた。そこで2017年6月以降、重度精神病患者486名を対象に、限定後見（一時的な後見を含む）を開始することとした。公的後見人は、月に2回以上、後見対象者を訪問してカウンセリングを行い、精神保健施設での滞在期間延長や入院のための法的手続きや意思決定を支援している。総額11億6600万ウォンが補助され、公的後見人1人につき月20万ウォンが支給される。また、コミュニケーション能力の低下による精神病患者の権利利益の侵害を防止するため、2019年1月より手続き支援者試行事業を開始した。本事業は今後、段階的に拡大していく予定である。

**85.** 精神病患者の人権をよりよく保護するために、入院・退院の報告と、入院の適性を診断するための追加医師の配置を義務付ける「入院・退院管理システム」が2017年5月30日から運用されている。このシステムにより、中央政府は、全国の精神医療機関のすべての非自発的入院ケースの状況をリアルタイムで把握することができる。

**86.** 2016年の総合精神保健計画に基づき、強制入院・治療の原則禁止を宣言し、どうしても強制入院・治療が必要な例外については厳しい条件とガイドラインを作成し、精神患者の自己決定権を守るために医療スタッフへの適切な教育を行った。重度の精神障害者の意思決定支援を強化するため、また家族の財産問題などで不当に入院させられる可能性を排除するため、民法に基づく入院契約については、障害者の保護義務者よりも成年後見人を優先させた。また、成年後見制度を推進するために、成年後見人の育成・教育・支援のための必要な体制を整備した。

**パラグラフ14（c）への回答**

**87.** 人身保護法第2条および第3条に基づき、中央政府、地方政府、公益法人、民間団体などが管理する医療、福祉、監禁、保護施設において、自由意志に反して拘束、保護、監禁されている者は、法による救済を求めることができる。したがって、現行法では、そのような施設に収容され、自由を奪われた障害のある人に対して救済措置をとることができる。しかしながら、当該施設に収容されている者の人権を強化するための全面改正された「精神保健の向上及び精神病患者の福祉サービス支援の促進に関する法律」が2016年5月29日に国会で承認されたものの、意思決定能力を欠く者を治療し、自傷他害の危険を防止する必要性が存在するため、必然的に患者の自由を奪う強制入院に関する規定を完全に削除することは困難である。

**88.** 病院や関連施設に収容された患者の自由を奪う行為を根絶するため、精神医療機関の評価・認証の評価指標に患者の権益保護を盛り込む計画を推進している。また、保健福祉部が主導する韓国医療機構（Korea Institute for Healthcare）による認証は、2015年から毎年行われており、スタッフが各組織を個別に訪問している（2015年114機関、2016年100機関、2017年209機関）。

**89.** 保健福祉部は、2014年から2017年まで毎年、医療施設、看護施設、リハビリテーション施設などの精神保健改善施設の安全性や人権状況の検査を実施した。2016年7月18日から7月27日まで、京畿道の精神保健施設で特別検査を実施した。

**パラグラフ14（d）への回答**

**90.** 優先支援センターは、障害者の公正な裁判を受ける権利を保障するために、2014年に初めて設置された。支援業務に専念するカウンセラーがセンターに常駐し、裁判所の市民サービスセンターや担当裁判所で解決できなかったものも含めて、障害者が提出した民事上の請願や要求を取り扱っている。優先支援センターを設置している裁判所は年々増加しており、相談件数や満足度、改善点などを把握して運用に反映させ、サービスの向上・拡大を図っている（表14-2参照）。

**91.** 韓国政府は、社会的弱者の公正な裁判を受ける権利を保証するために、法律用語の手話言語を作成している。法律用語は手話言語で正確に解釈されなければならないので、法律用語用の標準化された手話言語が非常に必要である。さらに、裁判所の手話言語通訳者、裁判官、検察官、弁護士、聴覚障害者向けの教育ビデオを開発し、法律用語の手話言語の本を出版して、関係団体や裁判所に配布する予定である。このため、法律用語手話言語の開発とその本の出版の費用を2019年予算に計上した。

**パラグラフ14（e）への回答**

**92.** 韓国の刑事司法制度は、障害者のすべての法的手続きにおいて、非障害者と同等の公正な裁判と平等性を確保している。被告に身体的または精神的な障害があると疑われる場合、裁判所は職権で弁護人を選任する（刑事訴訟法第33条）。聴覚、言語に障害のある被告人に対しては、手話言語通訳を行っている（同法第181条）（表14-3、14-4参照）。

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰からの自由（第15条）**

**パラグラフ15（a）への回答**

**93.** 韓国政府は、「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービスの支援に関する法律」の全面改正と施行を通じて、残酷で非人間的な強制治療の排除を確保した。同法第68条（入院等の禁止）では、精神保健施設等への強制入院や強制入院の延長を禁止している。また、同法第72条（拘留・虐待等の禁止）では、精神病患者を許可された施設以外の場所に拘留したり、暴行や虐待を行うことを禁止している。その遵守状況を継続的に監視するために、保健福祉部と国立精神医療センターの関連業務を担当する職員に「特別司法警察権」を付与した（2017年12月19日）。彼らは今後も関連施設を検査し、人権侵害を行ったことが判明した者を処罰していく。

**94.** 韓国政府は、「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービス支援に関する法律」の第7章（権利利益の保護、支援等）に基づき、精神医療機関や介護施設における精神障害者の人権を守るために、人権教育の拡充と人権に関する指導・監督の強化に努めている[[3]](#footnote-3)。2019年には分離や強制治療の条件を明確に規定し、客観的な基準を提示する。

**パラグラフ15（b）への回答**

**95.** 「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービス支援に関する法律」第73条に基づき、精神保健施設に入院している精神病患者に対して、電気ショック療法、インスリン昏睡療法、麻酔下での催眠療法、精神外科療法、精神障害の症状の発生確率の低下を目的とした身体の一部切除などの医療行為、あるいは嫌悪刺激を用いたその他の特別な治療方法については、当該精神保健施設が組織する協議会において、患者又はその法定代理人に必要な情報を提供し、患者又はその法定代理人の同意を得た上で決定する。改正後の「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービス支援に関する法律」では、特別な治療を行う際には、原則として本人の同意が必要とされている（改正前の同法では明記されていなかった）。法定代理人の同意は、本人に意思表示能力がない場合にのみ有効である。

**96.** 入院適性審査委員会は、国立精神医療センターに設置され、すべての非自発的入院のケースについて、最初の入院から1ヶ月以内にその適性を審査する。この委員会は、「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービス支援に関する法律」第46条に基づき、精神保健に関する実践的知識をもつ回復した元精神病患者が、精神科医、精神病患者の家族、裁判官、検察官、弁護士とともに、精神医療機関の人権侵害検査に参加することを認めており、障害者の人権保護のための独立した実効性のある外部機関として評価されている。

**搾取、暴力、虐待からの解放（第16条）**

**パラグラフ16への回答**

**97.** 2018年1月から12月にかけて、全国の障害者権利擁護機関に虐待として報告された、障害者に対する労働搾取や性暴力などの件数は合計1,828件であった。このうち、虐待に該当すると判定されたのは884件で、1件の中に複数の虐待が見つかった場合を別途考慮すると1,230件に増加する。この1,230件のうち、1位は「身体的暴力」で337件（27.4％に相当）、2位は「経済的搾取」で労働搾取や横領など298件（24.2％）となっている。虐待件数884件のうち、被害者の居住地で発生したものが322件（36.4％）、次いで障害者の入所施設が192件（21.7％）であった。884件のうち、登録されている障害者が820件（92.8％）であった。被害者の70.1％は知的障害者であった。

**98.** 保健福祉部は、障害者に対する虐待の防止と被害者の救済支援を担当する「障害者権利擁護機関」を2017年に全国18カ所で立ち上げ、2015年には障害のある被害者を一時的に収容するシェルターを8カ所開設した。また、加害者を被害者から遠ざける、心理カウンセリングを行う、シェルター退所後の被害者の自立や地域社会への復帰を支援するなど、さまざまなプログラムが実施されている。

**99.** 障害者権利擁護機関は、障害者に対する暴力、虐待、搾取の事例について現地調査を行い、必要と認められる場合には、被害者を加害者から引き離し、前述のシェルターで保護し、心理的・経済的被害からの回復を図るという緊急措置を講じている。また、障害者に対する虐待の防止と改善・フォローアップ措置を担当する国立障害者権利擁護機関は、同様の事例の再発を防止するために、障害のある被害者の監視と事後的な支援を継続して行っている。また、障害者権利擁護機関は、国が指定した公的後見機関や国立障害児・発達障害センターと連携して、発達障害者の権利・利益の保護制度を運営している。

**100.** 韓国政府は、2017年12月に障害者に対する虐待を解決するための専門の政府組織の調査権限を強化し、「障害者福祉法」を改正して、虐待の事例を通報する人の保護措置を強化した。2018年5月には、虐待の被害に遭う危険性が高いと判断された1万1,000人以上の障害者を対象とした全国規模の検査が、中央・地方政府と障害者に対する虐待を解決するための政府組織の共同で行われた。

**パラグラフ17への回答**

**101.** 韓国政府は、障害者に関わる強制労働の事例を調査して保護するために、全国各地に「障害者権利擁護機関」を設置し、障害のある被害者のためのシェルターも運営している。障害者に対する虐待を解決するための政府組織は、強制労働の事例に対する現地調査を行い、被害者を加害者から引き離すためにこのシェルターに収容し、被害者の心理的・経済的回復を支援し、同様の事例の再発を防止するための事後的な管理・監視を行っている（16への回答参照）。

**102.** 雇用労働部は、関連法に違反している、または違反している疑いのある職場に対して、毎年査察を行っている。特に、障害者の労働搾取が多発している塩田などについては、警察と連携して取り締まりを続けている。その結果、労働法に違反した事業所の数は、2014年の173件から、2015年は70件、2016年は9件、2017年は3件と減少し続けている。同部は、関係部や警察と緊密に連携し、塩田など障害者の強制労働が発生しやすい職場の取締りを強化する予定である。

**個人の完全性の保護（第17条）**

**パラグラフ18への回答**

**103.** 韓国では、障害のある女性や少女に対して強制的に不妊手術を行うことは違法である。

**104.** 障害のある女性・少女の権利を含む、障害に関するあらゆる側面の意識向上のための教育等を継続的に実施しており、2018年5月から職場での障害への意識向上教育を義務付けている。また、障害者の入所施設で働く人や利用する人を対象に、毎年人権教育を実施している。

**移動と国籍の自由（第18条）**

**パラグラフ19への回答**

**105.** 出入国管理法第11条第1項第5号の規定により、法務部長は、判断能力を欠く精神障害者であって、国内滞在中の活動を援助できる者がいない者、国内滞在に要する費用を負担することができない者、救済・援助を必要とする者の入国を禁止することができる。ただし、この規定は、精神障害を理由に入国を禁止するものではなく、判断能力のない外国人等に対して、韓国滞在中の活動を支援する者（介護者、世話人、友人、親戚等）の確保を義務付けることで、最低限の安全を確保することを目的としている。

**106.** 法務部は、精神障害を理由に韓国への入国を拒否されたり、差別されたりすることがないように、「障害者入国審査ガイドライン」を策定しており、このガイドラインの遵守を徹底する予定である。このガイドラインは、入国審査官が差別をしないように注意しながら、対象者の入国目的や韓国滞在中の活動補助者の確保などを効果的に審査するためのものである。このガイドラインに基づいて、韓国滞在中の活動のためにアシスタントを確保している人（介護者、世話人、友人、親戚など）は、障害のない訪問者のための出入国手続きに準じて審査される。本ガイドラインは、2016年9月に全国の空港・港のすべての入国管理局に届けられ、これらの入国管理局では、本ガイドラインを入国審査マニュアルと組み合わせ、職員に対して必要な研修を行っている。

**107.** 障害者福祉法第32条および第32条2により、在外韓国人および外国人も原則として障害者登録を行い、登録された障害者に提供される福祉サービスを利用することができる（表19-1参照）。海外では所得や財産の把握が困難なため、国民基礎生活保障法などの関連法により、障害年金、障害手当、障害者医療給付など、所得や財産に応じて現金で支給される給付を申請できるのは、原則として韓国に居住する韓国人に限られている。しかし、障害者の就労支援、利便施設や交通機関の利用に関する費用の減免など、障害者のための社会福祉サービスの多くは、外国籍の人にも提供されている。保健福祉部は、2017年12月19日に障害者福祉法第32条2第1項第5号を新たに挿入し、難民法で難民と認められた者が障害者登録を申請できるようにしたことで、より多くの外国人が幅広い障害者福祉サービスを利用できるようになった。難民法の第31条では、認定された難民に対して韓国国民と同等の福祉サービスを提供することが定められている。

**自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）**

**パラグラフ20への回答**

**108.** 長期滞在施設（グループホーム、ショートステイ施設を除く）に収容されている障害者の数は、2015年に26,775人、2016年に26,461人、2017年に26,342人であった。また、これらの施設から退所した者（死亡した者と他の施設に移った者を除く）の数は、2015年に861人、2016年に853人、2017年に737人を記録した（表20-1参照）。2012年に韓国国家人権委員会が実施した査察の結果によると、施設に入所している障害者の57％が長期滞在型施設以外での生活を希望していることが判明しており、障害者たちは「脱施設化と自立生活の支援」を求め続けている。

**109.** 韓国政府は、このような要求に応えて、前政権では実現していなかった「脱施設化と自立生活支援」を「100の政策課題」[[4]](#footnote-4)の一つに選び、障害者の人権を促進し、包括的な社会を進める努力の延長線上に位置づけた。また、保健福祉部は、第5次総合障害者施策計画（2018-2022）の22の重点課題の一つに「脱施設化と生活支援の強化」を盛り込み、関連する研究プロジェクトを外部の専門家に委託し、具体的な支援策を生み出すために「障害者の脱施設化・自立生活推進のための民官協議会」を立ち上げた（表20-2参照）。

**110.** 保健福祉部は2019年から2年間、地域密着型の障害者ケアプロジェクトを実施し、これまで地方自治体が個別に進めてきた脱施設化や自立生活支援など、地域社会や障害者の異なるニーズに対応したサービスの統合・接続モデルを策定する（表20-3参照）。このプロジェクトには、市・郡・区レベルの2つの地域を対象に、総額28億ウォン（サービス提供体制の再編成に3億6600万ウォン、住宅の賃貸・管理に6億4400万ウォン、居住環境の改善に16億ウォン、居宅介護に5億5600万ウォン）が割り当てられる（表20-4参照）。プロジェクトの主なポイントは、障害者の社会復帰のための生活支援インフラの拡充、居住施設の種類やサービスの多様化、医療や雇用サービスへの支援の強化、効果的な福祉サービス提供システムの確立などである（表20-4参照）。

**111.** まず、生活支援を拡充するために、中央政府は2019年から市・郡・区レベルの2つの地域で、住宅支援と生活環境改善支援のための予算を計上する。また、社会復帰に必要なサービス（家事、金銭管理など）を提供する生活コーディネーターや生活コーチを備えた支援型住宅を、忠賢（チュンヒョン）福祉センター（Chunghyeon Welfare Center）の事例などを参考にして開発・提供する(表20-5参照)。

**112.** 第2に、大規模長期滞在施設の障害者数を継続的に削減して規模を縮小するとともに、長期的には施設全体の再編モデルを構築する。施設の現状の問題点を解決し、他の障害者施設や小規模障害者ホームへの転換を可能にするための法律や制度を改正することで、施設が政府と密接に協力して脱施設化を進めるように働きかける（表20-6参照）。

**113.** 第3に、施設に入所している障害者の8割以上が重度の障害者であり、医療上の配慮が必要であることから、社会復帰後の医療サービスへのアクセスを高めるために、担当医制度や訪問看護サービスの拡充に力を入れる。また、障害者コールタクシー制度の強化や電動車いす用充電スタンドの設置など、障害者の移動性を確保し、バリアフリーな地域社会の構築に取り組んでいく。就労可能な人の就業機会の拡大や、低所得者向け障害者施設からの退所者に対する国民基礎生活保障法に基づく給付資格の確保など、収入源の確保と地域社会への参加に向けた基盤づくりを支援していく予定である。

**114.** 最後に、施設を退所した障害者のニーズに合わせた個別支援計画を策定するとともに、生活・医療・雇用サービスにつなげるためのサービス提供システムを構築する。複雑なニーズを持つ脱施設の障害者に専門的なケアを提供するため、脱施設支援センター（表20-7参照）を設置・運営する。

**115.** 本プロジェクトで完成した地域密着型ケアモデルの全国展開を推進するため、2021年以降、関連する法律・制度の改正やインフラの拡充を進める。このような取り組みにより、障害者福祉の中心が施設ではなく、地域社会そのものになることを目指す。

**パラグラフ21への回答**

**116.** 活動支援サービスの申請を評価するために、基本調査とニーズ調査の両方を行っている。前者では、日常生活動作、手段的日常生活動作、各種障害の特性、社会的条件などを検討し、後者では、日常生活や社会生活、活動支援給付の利用意向、就労意志などを調べる。評価は、原則としてサービスを受ける予定の人に焦点を当てるが、申請者や障害者の家族の意見も収集し、配慮している。

**117.** 2017年現在、重度障害者向け活動支援サービスの給付拡大について自治体に権限を与え、多くの人が活動支援サービスを24時間利用している。サービス利用者数は2013年の60,435人から2017年には86,926人に増加し、サービスに提供される給付額は2013年の3,627億8,600万ウォンから2017年には6,057億9,500万ウォンに増加している。

**118.** 韓国政府は、国民基礎生活保障法に基づく基礎生活保障の給付を受ける資格はないが、経済的に困窮している人々を支援する取り組みの延長として、義務的提供者の要件（obligatory provider requirements）を継続的に緩和している。2017年11月に65歳以上の高齢者と等級I、II、IIIの障害者が受給世帯として追加された。基礎年金や障害年金の受給者、20歳未満のⅠ・Ⅱ・Ⅲ級の重複障害者が義務的提供者世帯に含まれる場合、義務的提供者要件は適用されない。2018年10月に生活給付の義務的提供者要件が廃止された。2019年1月以降、重度障害者（障害年金受給者）が義務的提供者世帯に含まれている場合は生活給付・医療給付の両方について、高齢者（基礎年金受給者）が義務的提供者世帯に含まれている場合は生活給付について、段階的に同要件の適用を停止する予定である。

**表現・意見の自由と情報へのアクセス（第21条）**

**パラグラフ22（a）への回答**

**119.** 韓国政府は2016年2月に「韓国手話言語法」を制定し、同年8月から同法を施行した。同法第1条に基づき、韓国手話言語は韓国語と同格の韓国固有の言語であり、言語障害者、聴覚障害者、その他この言語の利用者の言論の自由を確保し、生活の質を向上させることを目的としている。

**120.** 韓国政府は、同法第6条に基づき、「第1次韓国手話言語発展マスタープラン」（2018年～2022年）を策定し、実施している。第1次韓国手話言語発展マスタープランでは、韓国手話言語の習熟度向上と普及、韓国手話言語に係る制度の基礎固め、韓国手話言語の使用を容易にする条件の整備という3つの包括的な目標を設定している。また、今後5年間で韓国手話言語の地位を向上させ、この言語の使用を容易にすることで言語の発展を促進するために、言語の情報化のための支援システムの構築、言語の研究基盤の強化と用語集の作成、積極的なプロモーションによる言語使用の拡大などの5つの課題を設定した。

**121.** また、韓国政府は、2016年5月29日に「点字法」を制定し、2017年5月30日から施行している。同法は第1条で、視覚障害者が点字を使用する権利を促進し、その生活の質を高めることを目的としている。第4条では、点字はハングルとともに韓国で使用されている文字であり、韓国で一般的に使用されている文字と同一の効力を有するものと規定されている。

**パラグラフ22（b）への回答**

**122.** 放送法および同法施行令に基づき、韓国政府は障害者の放送へのアクセスを保証している。放送事業者が遵守しなければならない要件は、障害者がアクセスできる番組の放送など、障害者による放送へのアクセスの保証に関する通知に明示されており、その遵守状況などは政府が管理・監督している（表22-1参照）。

**123.** 韓国政府は、障害者向け放送の質を向上させるために「障害者がアクセス可能な放送番組の提供に関するガイドライン」を制定した。障害者向け放送に関連する法律や通達では、障害者がアクセス可能な番組の義務的編成率は規定されているが、具体的な制作方法や品質向上のための要件は示されていない。そのため、韓国通信委員会は、2016年から政策検討、関係者の意見収集、研究チームの運営などに取り組み、「障害者がアクセス可能な放送番組の提供に関するガイドライン」を作成し、2017年12月26日に発表した。このガイドラインは、放送事業者、インターネットマルチメディア放送コンテンツ事業者、放送番組制作者を対象に、障害者がアクセス可能な放送番組を制作するための基本的な要件（字幕、手話言語通訳、音声解説）を定めたもので、放送から疎外されている人々のアクセシビリティ確保に向けた政府の取り組みを示すものである。また、放送事業者や制作者を対象としたプレゼンテーションを行い、ガイドラインの遵守とアクセシブルな放送に関する意識の向上を図っている。

**124.** 韓国政府は、障害者にとってアクセス可能な放送番組を放送事業者が制作する際の経済的負担を軽減するために、2006年から毎年、当該番組の制作費の一部を賄うための予算（放送通信開発基金）を計上し（2018年は約43億ウォン）、2015年からはあらかじめ設定された基準を満たす放送事業者に対して、当該番組の質を高めるための奨励金を提供している。奨励金の支給額は、2015年の2億ウォンから2018年の4億ウォンへと顕著に増加しており、質の向上に実質的に貢献している。

**125.** また、関係者や有識者で構成される「障害者放送アクセス保証委員会」の運営を通じて、全国各地でプレゼンテーションを行い（2017年2回、2018年5回）、放送事業者や非障害者に対して、障害者がアクセス可能な放送に関する意識向上を図るとともに、必要に応じて、アクセス可能な放送の質を向上させるためのガイドラインの改正を進めていくことを目指している（表22-2参照）。

**126.** このような努力により、毎年行われている支援放送番組に対する視覚障害者と聴覚障害者の満足度調査の結果は、顕著な進歩を見せている。字幕のスコアは、2014年の72.1から2018年には81.7に増加した。音声解説のスコアは、2014年の78.3から2018年には80.9に増加した。韓国手話言語通訳のスコアは、2014年の70.6から2018年の81.3に上がった。この結果から、支援放送に対する全体的な満足度は年々向上していることがわかる。

**パラグラフ22（c）への回答**

**127.** 韓国政府は、情報格差を解消し、情報への平等で便利なアクセスを確保するために、視覚障害者を含む情報面で不利な人々の公共情報へのアクセス改善を図るため、運営中のすべてのウェブサイトに関してウェブアクセシビリティを遵守している。政府は、ウェブアクセシビリティに対応した優れたウェブサイトに品質認証マークを付与し、当該品質認証のための技術テストのうち利用テストに様々な障害のある人が参加できるようにしている（31の回答参照）。

**128.** 国立障害者図書館は、発達障害者のために開発されたオンラインコンテンツ「Nurijip」を提供している。EBS（韓国教育放送公社、Korea Educational Broadcasting System）が制作した「発達障害者の雨の日の安全のためのガイドライン」や、関連団体が発行したわかりやすい版の書籍の原文など、わかりやすい版の資料（easy-to-read materials）を集めたもので、2018年7月27日からhttp://nld.nl.go.kr で提供している。

**家庭及び家族の尊重（第23条）**

**パラグラフ23への回答**

**129.** 韓国政府は、障害児の親の育児を支援し、障害児とその家族が地域社会に参加する権利を保護することを目的とした様々なプログラムへの支援を行っており、そのような支援に必要な法的基盤を構築している。

**130.** ジェンダー平等・家族部は、2012年8月に施行された「子育て支援法」に基づき、両親が共働きで12歳以下の子どもがいる家庭に子育て支援員を派遣する子育て支援サービスを実施している。なお、障害のある児童がいる家庭については、Ⅰ級からⅢ級までの障害児のいる家庭を対象とした「障害児子育て支援事業」の対象児童を除き、このサービスを受けることができる。

**131.** 保健福祉部は、障害のある子どもに発達リハビリテーションサービス（言語、聴覚、芸術、音楽、行動、遊び、心理、感覚のトレーニング）を提供し、活動支援プロジェクトなどを通じて社会への統合を確保するよう努めている。そして何よりも、より多くの障害児が差別のない社会の一員として成長するために、これらのサービスの対象を拡大するための予算確保に努めている。また、障害児を養育する際の経済的・身体的負担を軽減するため、障害児を持つ家庭への育児支援事業（子育てサービス、一時休憩支援サービス）を引き続き推進している。

**132.** 韓国政府は、障害児の福祉サービスの提供にあたり、実親と養親を区別していない。障害児のいる家庭に多様なサービスを提供し、安定した生活を送れるように支援することに重点を置いている。

**パラグラフ24への回答**

**133.** 民法第807条と第856条は、結婚と家族形成の条件（養子縁組の条件）を扱っている。民法に基づき、18歳以上の者は、配偶者の同意を得て、法律で定められた婚姻届を提出することにより婚姻をすることができ、これは障害者と非障害者の両方に適用される。ただし、成年被後見人については、結婚するための対処能力が持続的に欠如していることから、裁判所の成年後見開始の審判が確定した後は、両親または法定後見人の同意が必要となる。

**134.** 保健福祉部では、障害者福祉法第37条（産後ケア等に係るヘルパーの支援）に基づく産前産後ケア支援事業や出産費用の補助などの事業により、障害のある女性の妊娠・出産を支援している。また、養子縁組の特例に関する法律第10条（養父母の資格等）に基づき、障害者が養父母になることができるようになった。

**教育(第24条)**

**パラグラフ25(a) への回答**

**135.** チョン ドゥン学園Jeongdaun School（優しい学校 Friendly School）」の運営を通じて、一般教育と特殊教育の教師を集め、インクルーシブ教育の協力モデルを開発し、就学前から小・中・高までのインクルーシブ教育への支援を強化し、障害のある子どもの教育を受ける権利を促進することを目指している。「チョン ドゥン学園」は、2018年に40カ所で試験的に開校し、2022年までに100カ所まで拡大する予定である。

**136.** 我々は、「インクルーシブ教育実施ガイドブック（2017年）」を作成し、教育現場の最前線に配布することで、インクルーシブ教育を実質的に進めることに努めている。また、障害のある生徒とない生徒が一緒になって行う教育プログラムを、2018年に小学校、2019年に中学校、2020年に高校、2021年に就学前教育向けにそれぞれ1種類ずつ、継続的に開発・発足していく予定である。すべてのカリキュラムを通してインクルーシブ教育を推進するための教材は、2021年までに小・中・高の各学年で順次開発・配布される予定である。

**137.** 本格的なインクルーシブ教育の実現を目指したインクルーシブ就学前教育は、2017年の1校から2022年までに17校に拡大され、視覚・聴覚障害児に特化した特別教育支援センターは、2012年の3校から2018年に38校に拡大される。

**パラグラフ25（b）への回答**

**138.** 韓国政府は、地域の関連団体と協力して、さまざまな障害のある学生に合わせた教育支援を提供するために、障害専門の特別教育支援センターを運営し、継続的に拡大している。同センターは、支援機器の貸し出し、カウンセリングサービス、必要な情報の提供を行っている。同センターは、2014年の31箇所から、2015年に36箇所、2016年に37箇所、2017年に42箇所と拡大を続けており、2022年までに50箇所に増やす予定である。

**139.** 特別教育補助員は、特別教育学校以外の学校に通う障害のある生徒のために配置されている。教育活動の補助、身の回りの世話、食事の補助、課外活動や放課後の活動の補助などを行う。特別教育補助員の配置数は、2014年に7,269人、2015年に7,223人、2016年に7,681人、2017年に7,711人となっている。

**140.** すべての学校で障害者便宜施設の調査を行い、正面玄関への進入路や障害者用駐車場など11の必須項目の結果を公表し、障害者便宜施設の拡充に努めている。このような施設の設置率は、2014年の86.5％から2015年に91.0％、2016年に92.8％、2017年に94.1％と増加し続けている。

**141.** 統合教育と一般教育のアクセシビリティを支援するために、障害者に特化した教材が開発され、統合教育を行う学校に配布されている。視覚障害者向けの教科書・副教材は、2014年から2017年までに13巻の点字絵本や1,469テーマの代替教科書などが配布され、2020年までに30巻の数学・科学書や4テーマの自立生活ガイドブックが追加開発・配布される予定である。英語・韓国語学習用の副教材については、2014年から2017年までに聴覚障害者用の14巻を開発・発売し、2014年から2018年までに中等度・重複障害のある生徒の日常生活活動（コミュニケーション、自立生活、学習活動、身体活動、レクリエーション活動など）を中心とした副教材20巻を開発した。2019年にはキャリアガイドブック5巻が発売される。

**142.** 障害のある学生の正当な利便性を確保するための評価の調整に関する研究を行い、視覚障害、聴覚障害、身体障害のある学生が一般（非特別）教育を受ける際に適切な方法で評価されるように、2016年に「障害学生評価調整マニュアル」を開発・配布した。

**パラグラフ25（c）への回答**

**143.** 統合教育研修に参加する就学前教育や小・中・高校の教師の数は増え続けている。また、特別支援教育関連の研修に参加している統合学級の教員の数も、2014年の29,030人（58.8％）から、2015年には38,537人（76.8％）、2016年には40,371人（81.3％）、2017年には42,081人（81.7％）と増加している。2022年には90％以上にする予定である。

**144.** 小・中・高等学校の監督者（校長）を対象に、3時間以上の特別教育関連の集合研修を実施している。2017年は9,526人の監督者のうち7,724人（85.6％）がこの研修を受講した。2020年までには、就学前教育の校長を含む90％以上の監督者がこの研修を修了し、統合教育の力量を強化する予定である。

**145.** 統合教育のための遠隔研修のコンテンツは、2017年に一般の学校の管理者や教員、特別支援教育の教員を対象に開発され、2022年までに15,000人以上の最前線の教職員等を対象とした統合教育研修コースを開始する予定である。

**パラグラフ25（d）への回答**

**146.** 韓国政府は、就学前教育や小・中・高校の生徒が年に2回以上、障害理解教育を受けることを義務化し、啓発コンテンツの開発、作文コンテスト、移動式障害理解教室、啓発キャンペーンなどを通じて、障害者に対するポジティブなイメージの醸成に努めてきた。

**147.** 全国のメディアや公共交通機関を利用して、国民の障害に対する意識を高めるためのキャンペーンを演出した。著名人を名誉大使に任命し、2017年12月からこれらの著名人を起用した公共サービス広告（動画、ポスターなど）を配信した。また、就学前教育や小中学校の児童・生徒が障害への理解を深めることを目的とした教育コンテンツ（動画、電子書籍、リーフレットなど）を開発・配信した。

**148.** 校内暴力が報告された特別教育学校における障害のある生徒の人権侵害に関する一連の調査を行い、障害のある生徒の人権侵害の再発防止と対応体制の強化を目的とした「障害のある生徒の人権保護に関する総合対策」を2018年12月18日に策定・公表した。この施策は、関係部が共同で策定したもので、障害のある生徒のより良い生活の質を確保するインクルーシブ社会の実現を進めるための5つの重要目標と16の優先課題で構成されており、障害のある生徒の人権保護を保証する学習環境や社会の構築に重点が置かれている。この施策の延長線上に、障害のある生徒の人権施策の推進と継続的な支援を目的とした関係団体による汎政府協議会が設立された。また、官民の専門家グループが、17の上級地方自治都市・道の特別教育機関を訪問し、対策の実施状況を調査するとともに、教育現場のニーズを把握した。

**パラグラフ26への回答**

**149.** 韓国政府は、一般的意見4で述べられているインクルーシブ教育の必要性に同意し、インクルーシブ教育を実現するために統合教育を支持する国家的努力を徐々に動員するよう努めている。その中で、障害者向けの教材の開発、教師や学校職員への研修の実施、障害に関する意識の向上を図ってきた。しかし、私たちの教育環境の限界から、障害児を持つ家族は特別教育学校の設立を要求しており、いろいろな障害に合わせた効率的な教育を提供する特別教育学校が必要とされている（25の回答参照）。

**150.** 2018年現在、全国で176の特別教育学校が運営されている。しかし、全体の14％のクラスが過密状態にあり、1,853人（7.4％）の生徒が通学に1時間以上かかっているのが現状である。このため、特別教育学校やクラスの拡大が必要となっている。そのため、韓国政府は、2018年に3校、2019年にさらに3校、2020年に5校、2021年に9校、2022年に6校の合計26校の特別教育学校を新設し、障害のある生徒の特別教育の機会を充実させる計画である。

**151.** 2018年現在、特別教育学校の対象生徒の71％が非特別教育学校に配置されており、教育部は非特別教育学校における障害者と非障害者の統合教育への支援を引き続き強化している。しかしながら、障害の種類や特性、学習能力、個々の学校の状況等により、障害のある児童生徒のニーズが異なることから、特別教育学校から非特別教育学校の特別教育学級、完全統合学級までの幅広い選択肢を用意し、必要な支援を行っていくことが望ましいと考えられる。

**健康（第25条）**

**パラグラフ27への回答**

**152.** 韓国政府は、条約の義務を履行するために、2014年3月11日に、精神障害者の生命保険への加入を全面的に禁止していた商法第732条を改正し、意思決定能力のある者が生命保険に加入できるようにした。条約第25条（e）の留保の撤回については、関係部との協議を通じて前向きに検討していく。

**153.** 条約は、「公正かつ妥当な方法」で障害者に生命保険を提供することを義務付けている。商法第732条は、意思決定能力を持たない精神障害者が、その人の死亡を保険リスクとしてカバーする生命保険に加入することを制限するためだけのものである。したがって、これは精神障害者に対する差別ではなく、保険犯罪や悪意のあるネグレクトから精神障害者を守るために必要な合理的な措置である。フランスでは、被成年後見人や精神医療機関の入院患者が生命保険に加入することを禁止している。また、英米法では、被保険者が意思決定能力を持たない精神障害者である場合、保険対象とされる利益を認めることは難しいとされている。

**154.** 上記の商法第732条の改正により、最低限の自衛能力を備え、生命保険を必要とすると認められた精神障害者は、比較的安全な方法で生命保険に加入することができるようになった。このように、韓国政府は条約第25条(e)の義務を果たしたと考えている。ただし、条約第25条(e)項の留保の撤回については、関係部との協議を通じて前向きに検討する予定である。

**155.** 韓国政府は、障害者の健康の権利と医療サービスへのアクセスを保証するため、2015年12月に「障害者の健康の権利と医療サービスへのアクセスの保証に関する法律」を制定し、2017年12月30日から同法を施行した。同法の第9条では、障害者の医療機関へのアクセスと利用の保証を義務付けている。具体的には、障害者が医療機関を利用する場合、国や地方自治体は、アクセスを保証するための移動支援を含め、当該者の特性に応じて適切と思われる形で便宜を図ることができること、また、当該医療機関を訪れることができない障害者に対しては、在宅医療サービスを提供することができることを規定している。また、同法では、保健福祉部で定められた施設、人材、設備などの基準を満たした医療機関を、障害者の一般健康診断機関や中央・地域障害者保健センターとして指定することができると規定している。このように、韓国政府は、障害者の医療を受ける権利および医療サービスへのアクセスを確保するための法的基盤を構築し、関連する法律を施行している。

**156.** 「障害者の健康の権利と医療サービスへのアクセスの保証に関する法律」第16条に基づき、保健福祉部は2018年5月から障害者のための担当医試行事業を運営している。この事業は、重度の障害者が自ら担当医を選択し、慢性疾患や障害を総合的に判断して継続的な診察・治療を受けることができるものである。その対象者は、Ⅰ～Ⅲ級の重度障害者である。この事業では、対象者の状況に応じて、一般医療サービス、主要障害ケアサービス、統合ケアサービスを提供している。

**157.** 韓国政府は、「障害者の健康の権利と医療サービスへのアクセスの保証に関する法律」第17条に基づき、第2種医療給付の受給者及び第2低所得層として配分医療費軽減対象者に登録された障害者に配分された医療費の一部または全部と、障害者が負担する医療サービス費を補助する制度を運営している。具体的には、障害者が一次医療機関で外来診療を受けた場合は負担額の750ウォンを補助し、二次・三次医療機関で外来診療を受けた場合は負担額の全額を補助している。また、一次医療機関、二次医療機関、三次医療機関のいずれかに入院した場合は、障害者に課された金額の全額を助成する。2017年現在、第二種医療給付の受給者として登録されている障害者、および第二低所得者層として医療費負担軽減の対象となっている人は、85,320人となっている。

**労働と雇用（第27条）**

**パラグラフ28（a）への回答**

**158.** 韓国国家人権委員会は、精神障害者の証明書や免許の取得を制限する規制の改善に関する2018年4月の勧告を通じて、首相が現在施行されている27の法律（表28-1参照）に見られる精神障害者の証明書や免許の取得に関する規制を廃止または緩和するために必要な措置を政府全体で取ることを勧告し、また、2018年4月25日に施行された社会福祉サービス法から、精神障害者にはソーシャルワーカー免許の資格を与えないとする規定を廃止することを保健福祉部長官に助言した。

**159.** 韓国政府は、社会的偏見の解消と差別の防止を目的として、「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービス支援に関する法律」の公布に伴い、精神障害者を「日常生活のための活動を自立して行うことに重大な制限がある重症者」と定義していた。2018年4月25日に施行された改正社会福祉サービス法では、「精神保健の向上及び精神病患者への福祉サービス支援に関する法律」第3条第1号に規定される精神病者は、ソーシャルワーカーの資格取得が制限されるが、専門医がソーシャルワーカーとしてふさわしいと認めた者には適用されないと規定されている。これは、ソーシャルワーカーの能力を高めることにより、市民に提供される社会福祉サービスを向上させることを目的としたものである。

**160.** 韓国政府は、韓国国家人権委員会の勧告に引き続き取り組んでおり、精神障害者が不当な理由で証明書や免許を取得する機会を拒否されないようにすることを決意している。とはいえ、委員会が指摘した差別的な法規定を廃止するかどうか、欠格事由が適切かどうかは、慎重に検討しなければならない。各部が多様な免許を担当しており、各免許の要件に応じて欠格事由が変わりうるからである。

**パラグラフ28（b）への回答**

**161.** 韓国政府は最近、最低賃金法の恩恵から疎外されている障害者の福祉（ウエルビーイング）を促進し、最低賃金制度の目的に忠実であり続けるために、最低賃金適用除外の許可基準を強化した。従来は評価の結果が「不十分」（90％未満）となった場合に当該許可が与えられていたが、2018年1月1日以降は「非常に不十分」（70％未満）でなければ当該許可が得られなくなった。

**162.** 韓国政府は、重度の障害者を含むすべての障害者が、適切な賃金を受け取り、雇用の安全を享受できるようにすべきだと考えている。この観点から、障害者の生活に安定をもたらし、使用者に過度の負担をかけず、実現可能なレベルの支援を必要とする適切な賃金を実現するために、最低賃金適用除外の許可制度のさらなる改革を検討している。そのために、障害者団体や有識者が参加する制度改革作業チームを設置し、2019年から関連法の改正による制度改善を行う予定である。

**パラグラフ28（c）への回答**

**163.** 障害者雇用義務制度により、障害者の雇用は継続的に拡大しているが、労働市場の雇用主は、一定のレベルの作業をこなせる軽度の障害者を好む傾向があり、重度の障害者の雇用機会は依然として限られている。また、発達障害者の数は増加傾向にあるが、身体障害者に比べて雇用機会が少ないのが現状である。2017年の障害種別雇用率は、身体障害45.9％、視覚障害43.1％、聴覚障害33.4％、発達障害22.9％、脳障害11.6％となっている。

**164.** 韓国政府は、障害程度の異なるいろいろな障害のある人と非障害者の間の雇用格差を考慮した場合、発達障害者を含む重度の障害者が地域社会内の職場にアクセスする機会を増やし、競争的な労働市場に参加する準備をするためには、「保護された雇用環境」の構築と政策的支援が必要であるとの考えをここに明らかにする。

**165.** 保健福祉部は、主に一般労働市場での就職が困難な重度障害者のために、前述の職業リハビリテーション施設を運営している。これらの施設では、障害者の隔離を防ぎ、保護されていない職場と同様の統合された作業環境を保証するために、障害のない労働者も必ず採用している。

**パラグラフ28（d）への回答**

**166.** 韓国では、1990年に施行された「障害者の雇用促進及び職業リハビリテーションに関する法律」に基づく義務的な障害者雇用制度に基づき、義務的な障害者雇用率の上方修正、納付金の賦課、非遵守の事業主名の公表などの措置とともに、事業主が障害のある労働者を雇用することを奨励するための政府の幅広い支援によって、障害者雇用率が継続的に増加している（2012年は2.35%、2013年は2.48%、2014年は2.54%、2015年は2.62%、2016年は2.66%、2017年は2.76%)となっている。障害者の雇用をさらに促進するために、障害者雇用のための統合相談、大企業向けプレゼンテーション、標準的な職場の構築支援、施設・設備の貸し出し、作業補助者や補助機器の提供など、多様なサービスを事業主に提供している。

**167.** 韓国政府は、制度の実効性を高めるために、大企業の遵守を引き出すための企業規模に応じた納付金の差別化、障害者雇用率の低い企業に対する是正指導の強化、遵守していない事業主のリストの公表など、より強力なインセンティブを採用する予定である。また、連結雇用制度を再編して納付金の軽減を拡大するとともに、大企業や公的機関が雇用を前提に自社の研修施設で無料の研修や職業体験プログラムを提供し、研修期間中は一定割合の研修生を雇用と認定する雇用貢献認定制度を導入する予定である。

**パラグラフ28（e）への回答**

**168.** 韓国政府は、障害者義務雇用制度の効果的な実施を確保し、雇用成果の統計を公表するという勧告に適合させるために、障害者義務雇用の現在の実施状況調査、障害者雇用パネル調査、および3種類の国家統計のための調査を行った（表28-2参照）。

**169.** 韓国政府は、障害者雇用の実績が乏しい部や公的機関に影響を与えることを目的とした多様なプロジェクトを推進している。各部において障害のある公務員や勤務者を支援する障害者補佐官制度を開始した（表28-3参照）。また地方自治体と障害者雇用促進協定を締結し、障害者雇用の拡大を図った。

**170.** このような不屈の努力の結果、公共部門（政府部門、公的機関）における障害者の雇用率は徐々に上昇している。2017年の公務員の障害者雇用率は前年比で0.07％上昇し、民間の障害者雇用率は0.42％上昇した。また、公的機関の場合、2016年12月時点での障害のある職員数は13,064人であったが、2017年12月時点では13,853人と0.06%増加した（表28-4参照）。

**相当な生活水準と社会的保障（第28条）**

**パラグラフ29への回答**

**171.** 韓国政府は、2010年7月に採択された障害年金法に基づく障害年金制度に基づき、18歳以上の低所得世帯の重度障害者に対して、重度障害によって生じる所得損失や余分な費用を補うために、月額209,960ウォンから289,960ウォンの手当を支給している。しかし、当該手当の額は、そのような収入減や余分な費用を補うには不十分であるとの指摘があった。そこで、2018年9月に基本手当の金額を209,960ウォンから250,000ウォンに引き上げた。また、障害によって発生する余分な費用を補うために、追加手当の金額を上方修正する予定である。

**172.** 韓国政府は、障害者福祉法第49条に基づき、18歳以上の低所得世帯の軽度障害者に障害手当を支給し、同法第50条に基づき、18歳未満の低所得世帯の障害児に障害児手当を支給している。障害児手当の月額は2万ウォンから20万ウォンであるが、障害手当は2万ウォンから4万ウォンとなっている。2015年に障害手当を1万ウォン増額したが、障害者の生活を安定させる目的を達成するには不十分であると指摘されている。今後、段階的に障害手当を増やしていく予定である。

**政治的・公的活動への参加（第29条）**

**パラグラフ30への回答**

**173.** 全国選挙管理委員会は、障害者が選挙権を行使できるように、選挙情報の入手から投票までの全過程で、障害に応じた便宜を図っている。また障害者が公職に就くことを支援する体制がある。

**174.** 障害のある有権者が自由に政治的権利を行使できるように、障害の種類に応じて最適化された、点字、テキスト読み上げ技術、手話言語通訳、「わかりやすい版」など、さまざまな形式で選挙情報を提供している。また、投票所への移動サービス、活動支援者、一時的な便宜施設、郵便投票サービスなどを提供し、シームレスな投票機会を確保している。公職選挙法に基づき、視覚的または身体的障害のために投票用紙に記入できない選挙人は、投票補助のためにその選挙人が指定した2人までの家族または同伴者を同伴することができる（表30-1参照）。

**175.** 政治資金法第26条の2（公職選挙に障害者を擁立する場合の助成）に基づき、任期満了後の首都・道・市議会議員を選出するために行われる本選挙において、一定の割合以上の障害のある候補者を擁立した政党に対し、擁立された障害のある候補者数と獲得した投票数に応じて助成することにより、障害者の政治参加を奨励している。

**文化的生活、レクリエーション、レジャー、スポーツへの参加（第30条 ）**

**パラグラフ31への回答**

**176.** 著作権法第33条（視覚障害者等のための複製等）では、視覚障害者のための出版物の複製を認めている。同法第33条第1項では、既に公開されている著作物を点字で複製し、視覚障害者等のために配布することを許容すると規定している。また、同法第33条第2項では、視覚障害者等が利用することを目的として、視覚障害者等の障害者入所施設又はリハビリテーション施設の点字図書館等が、営利を目的とせずに、既に公表されている文学作品を視覚障害者等専用の録音形式で録音し、又は複製、頒布若しくは相互に送信することを認めている。

**177.** 国立障害者図書館は、マラケシュ条約が発効した日（2016年9月30日）に、世界知的所有権機関（WIPO）が運営するアクセシブル・ブック共同事業体（ABC）とテレビ会議を相次いで開催し、これに参加した。

**178.** 文化体育観光部は、高い評価を得た1988年ソウル夏季パラリンピックの遺産を基に、2018年平昌冬季オリンピック・パラリンピックの際に、障害者や障害者スポーツに対する意識をさらに高めることを目的として、2018年平昌オリンピック・パラリンピックの招致公約である夢実現プロジェクト（ADP: Actualizing the Dream Project）や、多様な障害者便宜政策を推進した。

**179.** 2018年平昌冬季オリンピック・パラリンピック期間中、障害の種類にかかわらずすべての障害者の利便性を確保するために、手話言語通訳、点字地図、移動困難者支援、車椅子支援などのサービスを提供した。パラリンピック期間中は、これらのサービスの運営時間、頻度、規模を大幅に拡大し、車いすやカート用のリフトバンを常駐させた。また、開会式、閉会式では、視覚障害者にFM受信機を配布し、情景の詳細な音声解説を行った（表31-1参照）。

**180.** 2018年冬季パラリンピックの開幕に先立ち、競技会場や選手村などのイベント施設をはじめ、近隣の飲食店や宿泊施設、公衆トイレなどのアクセシビリティを強化し、障害のある選手や観客が滞在中に便利で快適に過ごせるようにした（表31-2参照）。

**181.** ADPは、ウィンタースポーツの発展と障害に関する意識の向上を目的としたものである。国際的なイベント（パラリンピックテストイベント）の開催、アスリートの裾野を広げるプログラムの運営（スポーツ用品の配布、夢プログラムの運営）、教育プログラムの運営（IPCエクセレンス、地域住民や学生を対象とした啓発プログラム）、一般市民を対象とした広報活動や政策展開（パラリンピックデー、オンライン・オフラインでの広報イベント）などを行った。このような取り組みにより、冬季パラリンピック史上最多の選手・観客数を集めることができ、障害や障害者スポーツに関する意識の向上に貢献することができた。

**C. 特定の義務**

**統計およびデータ収集（第31条）**

**パラグラフ32への回答**

**182.** 韓国統計局は、2015年の人口・住宅センサスにおいて、ワシントングループの「障害に関する短い質問セット」に基づく障害関連の質問を質問票に取り入れた（表32-1参照）。このセンサスにより、韓国統計局は多様な障害関連サンプル調査を行うための統計母集団を構築した。また、2013年には、社会調査や家計・生活状況調査に登録障害者に関する質問を盛り込んだ。また、政府は、障害者やその世帯を対象とした多様な統計調査を実施しており、さらにジェンダー、年齢、障害の種類によってこのグループを分類している。保健福祉部はこれらの区分けされた調査を用いて障害者の現状と状況を定期的に調査し、雇用労働部と韓国障害者雇用促進公団は、障害者雇用パネル調査、障害者経済活動現況調査などを実施して、障害者の特性や障害種別に基づいて障害者の雇用状況と経済活動を定期的に把握している（表32-2参照）。文化体育観光部は、障害者のスポーツ活動への参加の現状に関する調査を通じて、障害者のジェンダー、年齢、障害種別、居住地、経済活動種別ごとに調査し、その結果を障害者のスポーツ活動を促進するための今後の政策の方向性の基礎データとして活用している。韓国障害者開発院は、2018年から障害者の生活に関するパネル調査を実施し、障害をどのように受け入れて対処しているのか、社会関係の中でどのような変化があるのかを把握し、その変化を個人、家族、社会の観点から分析している。

**183.** 韓国統計局は、すべての国家統計の編纂の妥当性と正当性を監視し、障害者統計の編纂から分析、発表までの全過程において国際基準を遵守するよう政府各部に勧告している。韓国統計局、韓国統計情報サービス（KOSIS）、および政府各部のウェブサイトは、ウェブアクセシビリティ（スクリーンリーダーなど）を向上させるためのウェブ標準に準拠している。KOSISは、利用者の理解を深めるために、テーマ別に分類された1,100以上の形態の統計図表や、編集・サービスのオンライン出版物の構成、統計のメタデータとして利用される統計記述のデータベースへのアクセスを提供している。

**国際協力（第32条）**

**パラグラフ33への回答**

**184.** 韓国政府は、様々な国際協力プロジェクトを通じて、仁川戦略の効果的な実施とSDGsの実現に努めてきた。保健福祉部は、UNESCAP（国連アジア太平洋経済社会理事会）の障害者統計構築プロジェクトを支援している。この中で、同部は毎年、アジア太平洋地域の途上国に対して障害者統計構築のための相談援助を行い、17カ国のプロジェクト完了を支援してきた。また、同部は仁川戦略の30の主要指標のうち、平均15.1の指標の作成を完了した（国別相談援助を受けなかった国は平均13.6の指標）。2018年10月、同部は、UNESCAPが主催するアジア太平洋地域における障害者のための「権利を実現する」（Make the Right Real）2013-2022と題した仁川戦略ワークショップに参加し、障害者統計編纂のための相談援助における韓国の成果を共有し、改善点を議論した（表33-1参照）。

**185.** 韓国政府は、2017年3月に開催された「アジア太平洋障害者の十年（2013-2022）」に関するワーキンググループ第4回会合への参加を通じて、仁川戦略の進展を確認し（表33-2参照）、2017年11月に中国・北京で開催された「アジア太平洋障害者の十年（2013-2022年）」の中間点評価に関する政府間高官会合において、仁川戦略の前半（2013-2017年）の実施状況を評価し、後半の計画を議論した。

**186.** 韓国政府は、途上国のSDGs達成により貢献すべく、開発協力プロジェクトにおいて障害を考慮するよう努めてきた。そのような努力の延長として、2013年7月に「国際開発協力に関する枠組み法」の第3条（1）を改正し、障害を分野横断的な課題として定義した。また、韓国国際協力事業団（KOICA）は、2017年10月に「障害者インクルーシブ開発協力事業ガイドライン」、2018年7月に「障害者インクルーシブ開発協力事業の計画・実施ガイドライン」を制定し、本枠組みの実施に政府が注力していることを物語っている。

**187.** UNESCAPの総会では、仁川戦略工程表が策定され、加盟国が仁川戦略の実施のための国家行動計画を策定・採択することが決定された。韓国をはじめとするアジア太平洋地域の国々は、仁川戦略の実施のための行動計画を持っていなかったため、私たちは「アジア太平洋障害者の十年」ワーキンググループ第3回会合の主導国として、仁川戦略の後半（2019年～2022年）のための模範的で実行可能な行動計画を作成した。この行動計画は、仁川戦略の10の目標、すなわち、貧困削減、政治プロセスへの参加、アクセシビリティの向上、社会的保障、教育、ジェンダー平等、障害者を含む災害リスク軽減、障害データの信頼性、国際協力に関わる分野での2022年の目標を明示している。私たちは、仁川戦略終了後も、持続可能な開発分野と具体的な実施策を継続的に模索していく予定である。私たちは、管轄の政府機関と障害者団体からなる官民協議会を結成し、定期的な交流を通じて戦略や情報を共有するとともに、実施状況を毎年監視した結果を障害者政策調整委員会に報告することで、効果的な評価・フィードバックシステムを構築する。

**国内での実施と監視（第33条）**

**パラグラフ34（a）への回答**

**188.** 障害者政策調整委員会は、障害者福祉法第11条に基づき、年に1〜2回開催され、5年間の障害者総合政策計画、各年度の行動計画、主要な政策決定事項について審議している（表34-1参照）。2018年3月に開催された障害者政策調整委員会では、第5次障害者総合政策計画の審議と、障害等級制度の廃止に向けた施策の策定・発表が行われた。

**189.** 保健福祉部は、障害者政策調整委員会が全分野にわたる障害者政策を扱い、各分野を深く掘り下げることに限界があること、首相が委員長を務めるため頻繁に開催できないことを認識し、2018年3月の第19回障害者政策調整委員会において、専門部会を設置することを決定した。第一分科会は、福祉・健康・権利利益を担当し、第二分科会は、教育・文化・経済・社会参加を担当する。これにより、関係団体、学界、政府省庁が障害者政策について深く語り合う場となり、障害者総合政策プランへのフィードバックが強化された。

**パラグラフ34（b）への回答**

**190.** 2014年から2018年の期間中、条約の実施に関する業務を担当したスタッフは1人だけであり、韓国の国家人権委員会にはその業務に特化したスタッフがいなかった。関連予算は、2014年の2,500万ウォンから2016年の4,500万ウォンへと、約2,000万ウォン増加した。この予算額は、2016年以降は変更されていない。

**191.** 国家人権委員会は、条約の効果的な実施に特化したスタッフの拡充と必要な予算の増額を内務安全部と経済財政部に継続して要求しており、今後も継続した議論を通じて、条約の実施状況を効果的に監視するための人的・物的資源の拡充を強く訴えていく予定である。

**パラグラフ34（c）への回答**

**192.** 韓国の国家人権委員会の主要な任務の一つは、韓国内外の人権団体との協力である。同委員会は、条約の実施状況の監視を目的とした議論やフォーラムに障害関係団体の参加を確保し、条約に関する同委員会の見解を作成する際には、そのような団体の意見を収集して反映させている（8に対する回答および表8-1参照）。現行法では、条約の実施状況の監視に障害者や障害関係団体が関与することが義務付けられていないため、委員会は関連法に必要な規定を盛り込むことを求めている。

（翻訳・佐藤久夫、岡本明）

1. \* The present document is being issued without formal editing. [↑](#footnote-ref-1)
2. \*\* The annexes are on file with the Secretariat and are available for consultation. They may also be accessed from the web page of the Committee. [↑](#footnote-ref-2)
3. 2016 Comprehensive Mental Health Plan. [↑](#footnote-ref-3)
4. Policy Task 42: To provide customized social welfare guaranteeing the basic living standard **–** Creation of the condition for the disabled to better reintegrate into society. [↑](#footnote-ref-4)